

令和5年度(2023年度)

市税のしおり



柿生小学校



渡田小学校



鷺沼小学校

税に関する絵はがきコンクール
市長賞 受賞作品

主催：川崎南・川崎北・川崎西法人会
後援：国税庁・川崎市

はじめに

皆様から納めていただいた市税は、川崎市が福祉・まちづくり・教育・環境などの市民生活にかかわりの深い様々な施策・事業を実施するための重要な財源となっています。

このたび、市税の仕組みについてわかりやすくまとめた「市税のしおり」を作成いたしました。多くの市民の皆様にご覧いただき、市民サービスを支える市税へのご理解を深めていただければ幸いです。



もくじ

市民生活と市税

川崎市の一般会計予算	2
令和5年度の主な事業	3
市民1人あたりの予算額と使いみち	5
☆Q & A (ふるさと納税)	6
市税収入の内訳	7

市税のあらまし

市民税(個人・法人)	8
・個人の市民税	8
☆事業主の皆様へ	22
☆Q & A (市民税)	23
年途中で引っ越しした場合は？	
退職後の納め方は？	
給与以外に副収入がある場合の市民税・県民税の申告は？	
昨年亡くなった方の市民税・県民税は？	
パート収入に対する税金は？	
住まいの区以外の区に事務所(店舗など)がある場合は？	
昨年から外国で勤務している場合は？	
・法人の市民税	26
固定資産税	28
都市計画税	36
☆Q & A (固定資産税・都市計画税)	38
固定資産の評価替えとは？	
年途中で土地の売買があった場合は？	
住宅の税額が急に上がったのは？	
住宅及び住宅用地の税額の計算は？	
軽自動車税	40
☆Q & A (軽自動車税(種別割))	43
転入の際の原付バイクの手続きは？	
原付バイクを廃車した場合の税金は？	
軽自動車税(種別割)の税額が急に上がったのは？	
新車を購入した場合の軽自動車税(種別割)はいくら？	

市たばこ税	45
入湯税	46
事業所税	47
e L T A Xのご案内	48

市税の納付

納めるところと納めかた	49
キャッシュレス決済による納付	50
口座振替納付	53
市税納期カレンダー	55
市税を滞納した場合	56
更正の請求	57
市税の減免と納税の猶予制度	57
市税に不服があるとき	59

☆消費税及び地方消費税の

税率の引上げについて	60
☆市税の手続における マイナンバー制度	61

市税の証明書

証明書と閲覧	62
--------	----

税についての相談

	64
--	----

市税の窓口

	67
--	----

国税のあらまし

市内の税務署	73
--------	----

県税のあらまし

市内の県税事務所	75
----------	----

市税事務所・市税分室などの所在一覧

	76
--	----

市民生活と市税

川崎市の一般会計予算

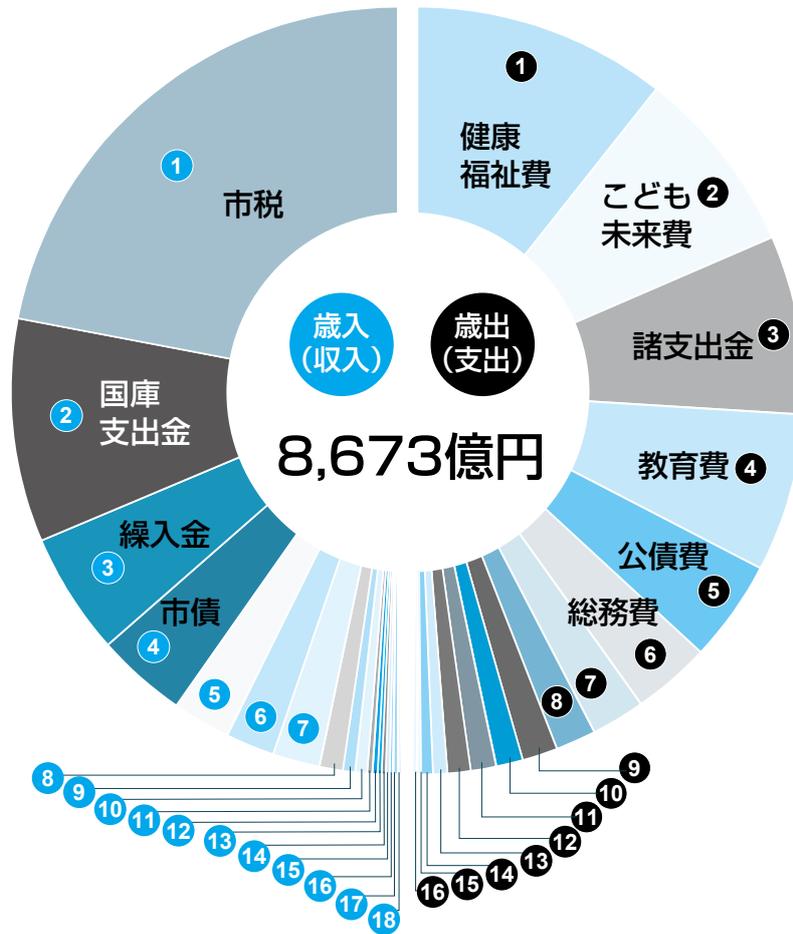


川崎市では、今年度8,673億円(前年度比1.3%減)の一般会計予算をたてました(図表1参照)。

このうち、市税収入は3,812億円(同3.8%増)で、これは歳入(収入)の44.0%(昨年41.8%)にあたります。

市税は、いわば川崎市の台所をまかなう、なくてはならない最も重要な財源といえます。

図表1 令和5年度一般会計予算



歳入(収入)

①市税	3,812億円 (44.0%)	⑦諸収入	341億円 (3.9%)	⑬地方譲与税	30億円 (0.4%)
②国庫支出金	1,630億円 (18.8%)	⑧使用料及び手数料	170億円 (2.0%)	⑭株式等譲渡所得割交付金	29億円 (0.3%)
③繰入金	892億円 (10.3%)	⑨分担金及び負担金	89億円 (1.0%)	⑮配当割交付金	29億円 (0.3%)
④市債	657億円 (7.5%)	⑩財産収入	86億円 (1.0%)	⑯地方特例交付金	21億円 (0.2%)
⑤県支出金	421億円 (4.8%)	⑪軽油引取税交付金	37億円 (0.4%)	⑰地方交付税	4億円 (0.1%)
⑥地方消費税交付金	356億円 (4.1%)	⑫法人事業税交付金	37億円 (0.4%)	⑱その他	32億円 (0.5%)

歳出(支出)

①健康福祉費	1,839億円 (21.2%)	⑦環境費	390億円 (4.5%)	⑬港湾費	104億円 (1.2%)
②子ども未来費	1,363億円 (15.7%)	⑧建設緑政費	293億円 (3.4%)	⑭市民文化費	85億円 (1.0%)
③諸支出金	1,306億円 (15.1%)	⑨経済労働費	256億円 (3.0%)	⑮議会費	19億円 (0.2%)
④教育費	1,156億円 (13.3%)	⑩まちづくり費	195億円 (2.3%)	⑯予備費	7億円 (0.1%)
⑤公債費	740億円 (8.5%)	⑪区役所費	185億円 (2.1%)		
⑥総務費	568億円 (6.5%)	⑫消防費	167億円 (1.9%)		

令和5年度の主な事業

令和5年度予算は、「未来への投資予算」と名付け、「SDGs 未来都市」として、誰一人取り残さず、今後も持続可能な都市であり続けるため、「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまち かわさき」の実現をめざして取り組むための予算として位置付けています。

川崎市総合計画における「かわさき10年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの戦略を設定しています。

ここでは、令和5年度予算におけるそれぞれの戦略の主な事業を紹介します。

戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

～自然災害や感染症等の危機事象に的確に備える安全・安心の地域づくり～

- 国土強靱化の推進(7億4,462万円)
災害情報通信システムの整備推進など
- 不燃化の取組やまち全体の耐震化の推進(17億1,437万円)
民間建築物及び宅地等の耐震化の推進など
- 災害時の拠点となる本庁舎等の建替え(28億6,250万円)
- 上下水道機能の安定確保(190億7,250万円)
上下水道施設等の耐震化など
- 地域防災力の向上(2億478万円)
地域防災力の強化に向けた取組の推進
- 消防力や救急医療体制の強化(191億3,806万円)
消防団活動の充実強化など
- 感染症対策の強化(220億6,591万円)
感染症の発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進
- 気候変動に伴う風水害への適応力の強化(37億1,195万円)
平瀬川・多摩川合流部の堤防整備の推進など
- 防犯の取組や安全対策等によるまちの価値の向上(18億7,523万円)
防犯カメラの設置支援や戦略的な整備・運用など

戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

～安心して子育てできるしくみと地域全体で子育てを支える環境づくり～

- 希望する誰もが安心して子どもを預けられる環境づくり(845億8,059万円)
認可保育所受入枠の拡大など
- 子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり(258億3,846万円)
障害児等への適時適切な相談・支援の実施など
- 子ども・若者の安心できる居場所づくり(52億7,481万円)
地域の寺子屋の開講
- 未来を担う人材の育成(35億2,111万円)
「分かる」授業の実現への学力調査・授業改善研究の推進など
- 安全で快適な教育環境の整備(82億4,117万円)
児童生徒数・学級数の動向に応じた計画的な施設整備など
- 多様性や子どもの権利が認められる社会の実現に向けた取組の推進(35億146万円)
「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進など

戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

～誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らしを続けることができるしくみづくり～

- 総合的なケアの推進(62億3,767万円)
認知症の人や家族を地域で支える体制の構築など
- 健康寿命の延伸に向けた取組(54億3,989万円)
市民の健康づくりの促進など
- 誰もが暮らしやすい住環境づくり(32億6,830万円)
社会経済状況の変化に対応した住宅施策の推進など
- 社会的・経済的自立に向けた取組の推進(21億8,627万円)
障害者の特性に応じた就労等に向けた取組の推進など
- 誰もが生きがいを持てる地域づくり(30億3,665万円)
高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進に向けた取組

戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

～便利で快適な暮らしを実現する拠点整備や、緑と水のうるおいにあふれるまちづくり～

- 広域拠点の整備(19億5,668万円)
川崎駅周辺地区、京急川崎駅周辺地区整備の推進など
- 地域生活拠点等の整備(46億3,971万円)
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちづくりの推進など
- 幹線道路網の整備・局所的な渋滞対策(104億7,229万円)
JR南武線の連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進など
- 鉄道ネットワークの形成(7,916万円)
横浜市高速鉄道3号線延伸に向けた取組の推進
- 身近な交通環境の形成によるコンパクトで暮らしやすいまちづくり(15億5,710万円)
コミュニティ交通の支援など
- 緑と水の環境形成(13億8,317万円)
市民総参加型の緑化フェア開催に向けた取組の推進など
- 魅力にあふれる公園緑地のパークマネジメント(33億6,792万円)
新たなみどりの担い手の確保・育成に向けた取組等のグリーンコミュニティ形成の推進など
- 地域資源等を活かした魅力的な都市空間づくり(3億5,678万円)
地域緑化の促進によるみどりのまちづくりの推進など

戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

～脱炭素化の実現と、環境と産業が調和し、活気にあふれたまちをめざす取組～

- 脱炭素化の推進(217億5,200万円)
市民・企業等との協働による温室効果ガス削減など
- 水素戦略の推進(4,377万円)
カーボンニュートラルコンビナートの形成など
- デジタル化・国際化に対応したイノベーションの推進(8億4,001万円)
量子イノベーションパーク実現に向けた取組の推進など
- 中小企業の支援・商業の振興(226億9,129万円)
中小企業のデジタル化などの社会変化への対応など
- 都市農業の振興(9,467万円)
都市農業振興施策の推進
- 就業の支援(3億2,845万円)
総合的な就業支援の実施及び多様な人材活躍の推進
- 臨海部の活性化(79億9,742万円)
臨海部の競争力強化など

戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

～あらゆる人々が社会に参画し、多様性が息づき誰もが暮らしやすいまちづくり～

- パラムーブメントの取組の推進(11億8,904万円)
かわさきパラムーブメントの取組の推進など
- 人権と多様性が尊重されるまちづくりの推進(8,534万円)
平等と多様性を尊重した人権関連施策の推進
- スポーツ・文化芸術の振興(34億4,469万円)
若者文化の発信など
- 協働により、心がつながるコミュニティづくり(75億2,799万円)
多様な主体による協働・連携のしくみづくりなど
- シティプロモーションの推進(5億1,969万円)
市制100周年に向けた取組の推進など

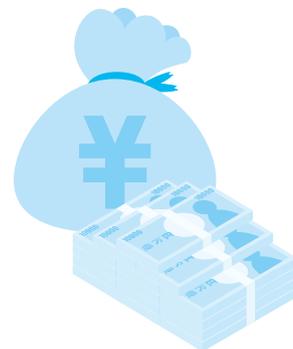
戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

～市役所全体の質的向上と持続可能なまちづくり～

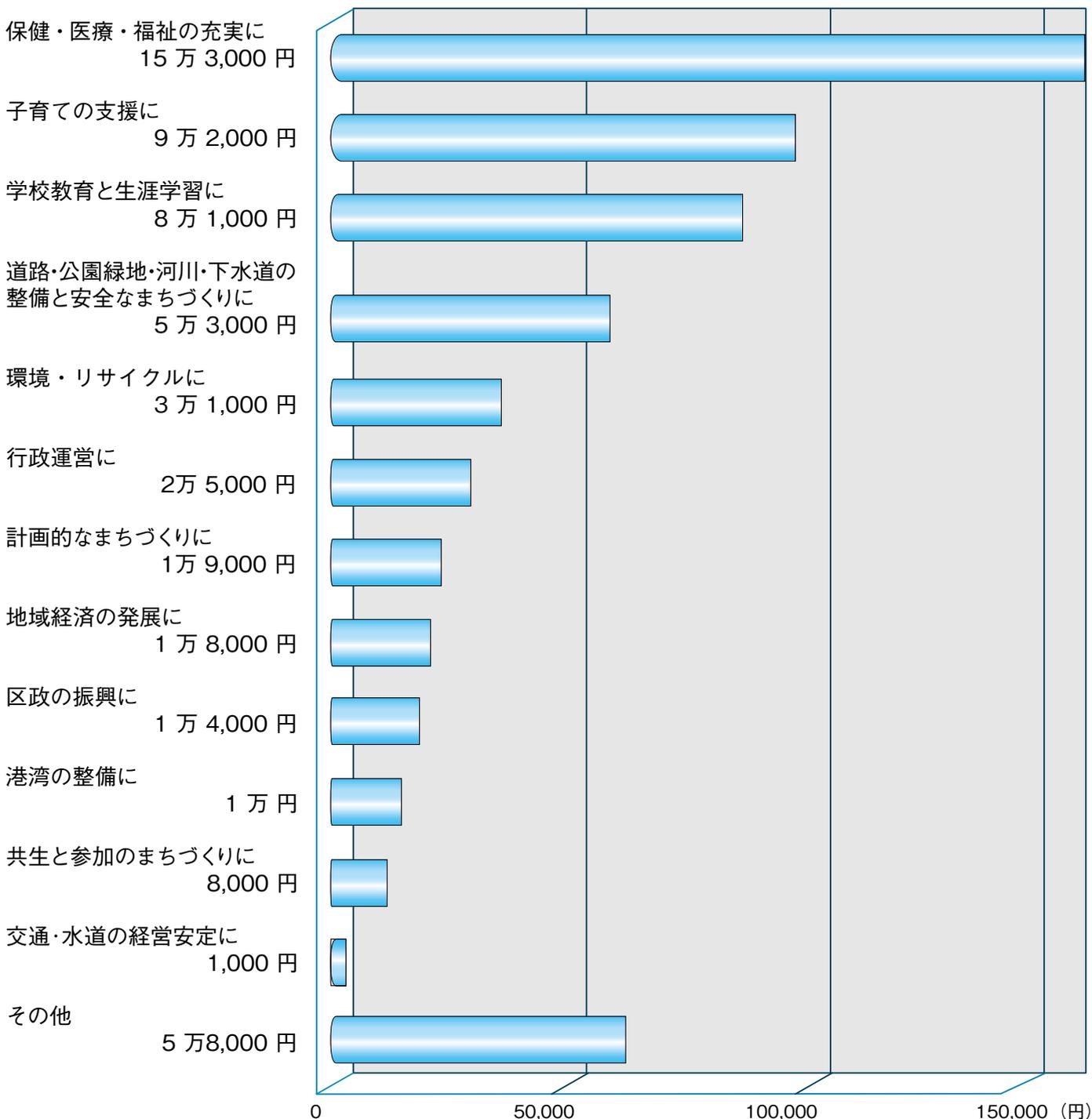
- 行財政改革の推進
- 資産マネジメントの推進
- デジタル化の推進
- 地方分権改革の推進
- 健全な財政運営

市民1人あたりの予算額と使いみち

令和5年度の一般会計予算では、市民1人あたりに換算しますと、市税の額は24万7,000円となっており、これに国や県からの補助金・交付金、市債などを加えて、総額56万3,000円を財源に次の事業を行っています。



図表2 市民1人あたりの予算56万3,000円の使いみち



予算額には、それぞれの事業の財源として過去に発行した市債の返済額などを含まます。
また、市民1人あたりの予算額については、令和5年1月1日現在の推計人口(1,540,516人)を基礎にしています。

Q&A

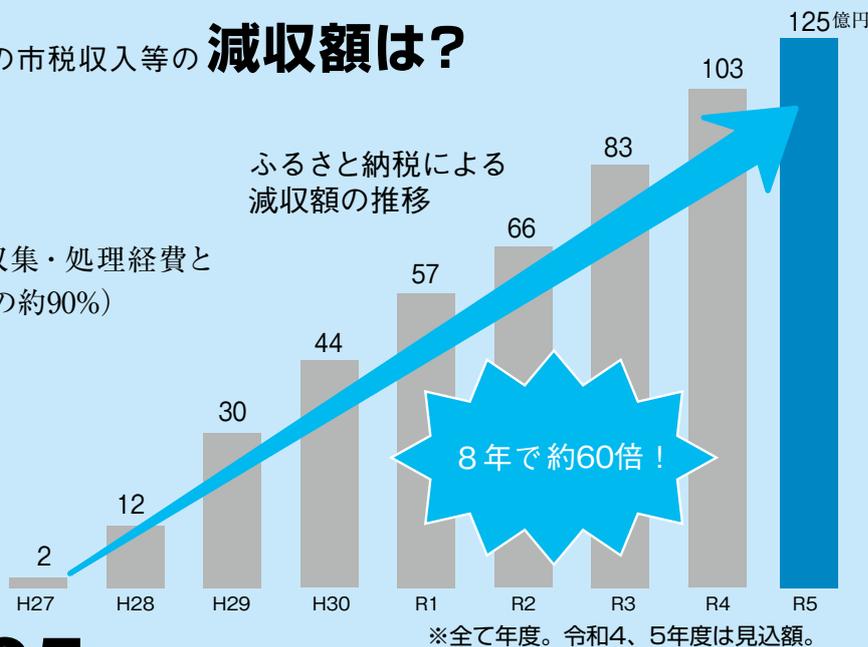
ふるさとと納税

ふるさと納税制度とは ふるさとへの貢献や応援したいという納税者の想いを実現するため、自治体へ寄附ができる制度であり、税の使い道をご自身で選択できる制度ですが、市民の方が他の自治体に寄附すると、川崎市の税収が減少する側面があります。

Q ふるさと納税による川崎市の市税収入等の減収額は？

比べてみると・・・

約69万世帯分のごみの収集・処理経費と同じくらい(市の全世帯の約90%)



A 令和5年度の減収額 **125億円!** (令和5年度当初予算時点の見込み)

ふるさと納税によって流出している市税は、本来は、私たち川崎市民のために使われる貴重な財源です。



現状を嘆くのではなく、取組を進めています！

- 1 国に対して、ふるさと納税に係る制度の見直しについて継続的に要請しています。
- 2 特設サイトや民間ポータルサイト(ふるさとチョイス等)を活用して川崎らしい・川崎ならではの魅力を全国に向けて発信しています。
- 3 「動物愛護センターの動物等への支援」や、寄附先の学校を指定できる「学校ふるさと応援寄附金」など、使い道が明確な寄附メニューの充実を図っています。

動物愛護センターへの支援

令和3年度寄附受入額：約920万円

川崎市動物愛護センターに収容された犬や猫等の飼育環境の充実のため、飼育管理用品や医薬品の購入などに活用しています。

学校ふるさと応援寄附金

令和3年度寄附受入額：約870万円※

希望の学校を指定して寄附することができ、学校の花苗、実験用器具、楽器、スポーツ玩具の購入等、各学校の学校生活に役立てられています。

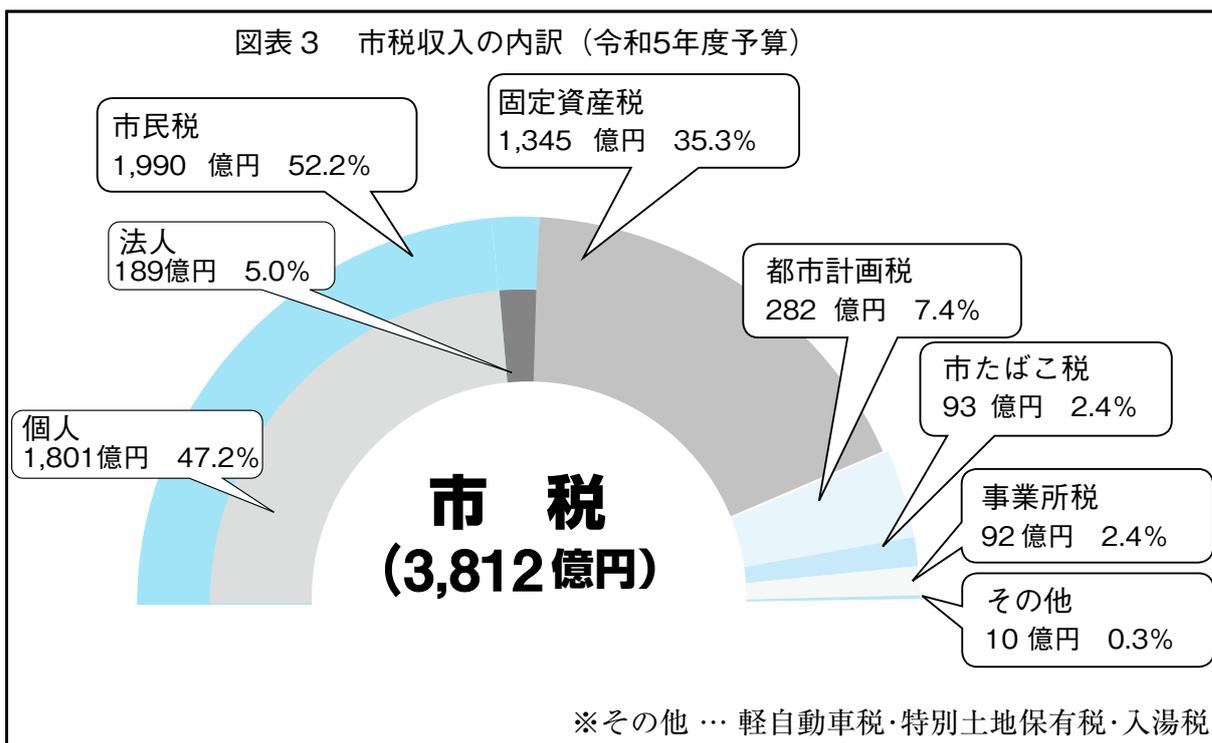
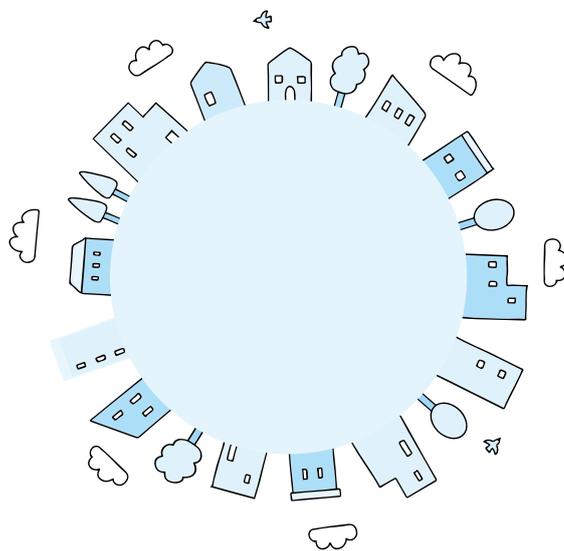
※ 法人・団体からの寄附を含む合計



市税収入の内訳

一般会計予算の44%を占める市税収入はどのような税で構成されているのでしょうか。その内訳をグラフにすると、図表3のようになります。

この表では、市民税収入が1,990億円(52.2%)、そして固定資産税収入が1,345億円(35.3%)と、この2つの税で市税全体の87.5%を占めており、市税収入の2本の柱となっていることがわかります。



〈令和4年度予算との比較〉

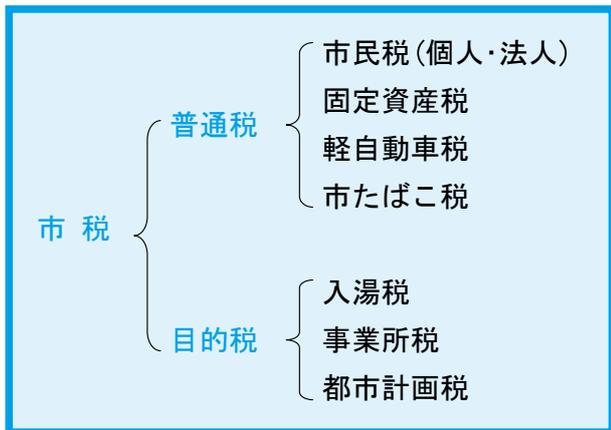
(単位：千円・%)

区分	令和5年度		令和4年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増・減(△)額	増・減(△)率
市民税	199,004,079	52.2	188,849,036	51.4	10,155,043	5.4
個人	180,105,939	47.2	173,793,015	47.3	6,312,924	3.6
法人	18,898,140	5.0	15,056,021	4.1	3,842,119	25.5
固定資産税	134,476,160	35.3	131,361,701	35.8	3,114,459	2.4
軽自動車税	1,024,211	0.3	999,391	0.3	24,820	2.5
市たばこ税	9,310,629	2.4	9,319,500	2.5	△ 8,871	△ 0.1
特別土地保有税	2	0.0	2	0.0	-	-
入湯税	29,084	0.0	11,265	0.0	17,819	158.2
事業所税	9,200,610	2.4	9,044,497	2.5	156,113	1.7
都市計画税	28,138,778	7.4	27,481,440	7.5	657,338	2.4
合計	381,183,553	100.0	367,066,832	100.0	14,116,721	3.8

市税のあらまし



川崎市の市税は、次のとおりです(令和5年度)。



【普通税】

納められた税金の使いみちが法律や条例で特定されていない税をいい、どのような事業の費用にも充てることができます。

【目的税】

法律や条例により納められた税金の使いみちが特定されている税をいいます(川崎市の令和5年度予算でみますと、入湯税は消防施設整備事業に、事業所税は教育文化施設整備事業などに、都市計画税は下水道事業などに充てられています)。

市民税(個人・法人)

市町村は、全ての住民(個人のほか法人も含まれます。)の日常生活に直接結びついた行政サービスを提供していることから、そのために必要な経費をできるだけ多くの住民に負担していただくことが望ましいとされています。

市民税は、このような性格を最もよく表している税で、納税義務者を基準として、個人の市民税と法人の市民税に区分されます。また、市民税は、県民税と併せて一般に「住民税」と呼ばれており、「均等割」と「所得割」(法人の場合は「法人税割」)に区分されます。

【均等割】

所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。

【所得割(法人税割)】

所得(法人の場合は法人税額)に応じて負担していただくものです。これは、税金を負担できる力(担税力)に応じたものです。

個人の市民税

個人の市民税は、給与、商店経営による売上げ、アパートの賃貸料などの前年1年間の個人の所得に応じて課される税です(個人の県民税については、個人の市民税とともに課税・徴収されるため、次の説明に併せて記載しています)。

■納税義務者

個人の市民税の納税義務者は下表のとおりです。住所や事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

納税義務者	納めるべき税額
区内に住所がある個人	均等割と所得割
区内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、その区内に住所がない方	均等割

■非課税の範囲

- 賦課期日現在の状況が次に該当する方は、均等割と所得割のいずれも課税されません。
 - 生活保護法の規定によって生活扶助を受けている方
 - 前年中の合計所得金額^{*1}が135万円以下で、次に掲げる方
 - ア 障害者 イ 未成年者 ウ 寡婦 エ ひとり親
 - 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ・ 同一生計配偶者^{*2}又は扶養親族がない方…35万円+10万円

・同一生計配偶者又は扶養親族がある方…35万円×(同一生計配偶者などの数+1)+21万円+10万円
※ (1)、(2)の非課税の範囲に該当するかどうかは、その年の賦課期日現在の状況で判断されます。

2. 前年中の総所得金額等^{*3}が次の金額以下の方は所得割が課税されません。

- ・同一生計配偶者又は扶養親族がない方…35万円+10万円
- ・同一生計配偶者又は扶養親族がある方…35万円×(同一生計配偶者などの数+1)+32万円+10万円

*1 合計所得金額…10ページ表1の所得の合計額(損失の繰越控除前・分離譲渡所得は特別控除前)

*2 同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方

*3 総所得金額等…10ページ表1の所得の合計額(損失の繰越控除後・分離譲渡所得は特別控除前)

■税 率

- 均等割 年 額 市民税 3,500円 ※ 地方税の臨時特例により市民税及び県民税は、それぞれ500円ずつ引き上げられています(下の1参照)。また、県民税は超過課税により300円が上乗せされています(下の2参照)。
- 県民税 1,800円
- 計 5,300円
- 所得割 次の比例税率によっています。 ※ 県費負担教職員の給与負担等の権限が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、平成30年度から所得割の税率が市民税は6%から8%、県民税は4.025%から2.025%に変更されました。なお、市民税・県民税を合計した税率(10.025%)に変更はありません。
- 市民税 8%
- 県民税 2.025%
- 計 10.025%
- ※ 県民税には超過課税により0.025%が上乗せされています(下の2参照)。

【所得割額の計算】

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額}(\text{所得金額}^{*1} - \text{所得控除額}^{*2}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}^{*3}$$

*1 10ページ表1参照 *2 12~15ページ表4参照 *3 15~19ページ参照

1. 災害に強いまちづくりのための均等割の引上げ

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴う地方税法の特例により、臨時の措置として、市民税・県民税の均等割の標準税率が引き上げられました。このことを受け、神奈川県及び川崎市におきまして、緊急に防災のための施策を実施する必要があることから、平成26年度から令和5年度まで市民税・県民税の均等割の引上げを市民の皆様にお願ひすることといたしました。市民の皆様からの貴重な税金は、公共建築物の耐震化事業、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化事業、独立型備蓄倉庫の早期整備等の事業を対象として活用してまいります。

※ 市民の皆様からの貴重な税金を、災害に強いまちづくりのための施策に活用してまいります。皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

2. 水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税

良質な水を将来にわたって安定的に確保するため、平成19年度から令和3年度まで実施された個人県民税の超過課税は、令和4年度から令和8年度まで延長されています。

〈均等割の内訳〉

	標準税率	水源環境保全・再生のための上乗せ分	合計
市民税	3,500円	-	3,500円
県民税	1,500円	300円	1,800円
市民税・県民税の合計	5,000円	300円	5,300円

〈所得割の内訳〉

	標準税率	水源環境保全・再生のための上乗せ分	合計
市民税	8%	-	8%
県民税	2%	0.025%	2.025%
市民税・県民税の合計	10%	0.025%	10.025%

■所得金額

会社で支給された給料や事業を営んで得た収入などは、その内容によって10種類に分けられ、必要経費(給与所得の場合は給与所得控除)などを差し引いて所得金額を求めます(表1参照)。

●所得の種類とありまし

表1

所得の種類 所得の内容	所得金額の計算方法
利子所得 公社債や預貯金の利子など	収入金額 = 利子所得の金額
配当所得 株式の配当、剰余金の分配、基金利息、証券投資信託の収益の分配金など	収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
不動産所得 家賃、地代、権利金、船舶や航空機の貸付料など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
事業所得 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師その他の事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
給与所得 給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額 (次ページ表2参照)
譲渡所得 土地・家屋、株式などの資産を譲渡した場合に生じる所得	収入金額 - 取得費及び譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額 ※株式などは、 収入金額 - 取得費及び譲渡費用 = 譲渡所得の金額
一時所得 賞金、懸賞当せん金、火災保険の満期戻金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得の金額
雑所得 公的年金等(年金、恩給)、郵便年金、生命保険年金など、他のいずれにも当てはまらない所得	{公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額} (12ページ表3参照) + {総収入金額(公的年金等に対するものを除く。) - 必要経費} = 雑所得の金額
退職所得 退職金や一時恩給などの所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額 ※一定の条件に該当する退職所得については1/2を乗じる措置はありません。(次ページ参照)
山林所得 山林を譲渡することによる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額

※ 表1の所得の合計額を計算する場合は、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の金額は表1で求めた金額の1/2とします。

【退職所得について2分の1を乗じる措置がない場合】

1. 役員等としての勤務年数が5年以下の役員等が支払いを受ける特定役員退職手当等については適用がありません。
2. 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職金については、勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等以外の退職金(短期退職手当等)において、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については適用がありません。

●給与所得の計算

給与所得については、給与収入から必要経費に代わるものとして、給与所得控除額を差し引いた額が給与所得金額となります(表2参照)。

表2

給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
1円～ 550,999円	0円	*1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額×60%+ 100,000円
551,000円～1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円 (給与所得控除額)	*1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額×70%- 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	*3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額×80%- 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,500,000円	給与収入金額×90%-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,001円以上	給与収入金額 - 1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※表のうち*印の欄については、給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

【所得金額調整控除】

1. 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)①～③のいずれかに該当する場合、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

(1) 適用対象者

- ① 本人が特別障害者に該当する方
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額

(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。)

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。

2. その年において、次の(1)に該当する方の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額

※「1」の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

●年金所得の計算

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金受給者については、必要経費に代わるものとして、公的年金等控除額を差し引いた額が年金所得金額となります(表3参照)。

表3

	65歳以上の方 (昭和33年1月1日以前に生まれた方)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額 (A)	330万円以下	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
	330万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
	410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
	1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円
	65歳未満の方 (昭和33年1月2日以降に生まれた方)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額 (A)	130万円以下	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
	130万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
	410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
	1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

※ 表中の「A」は、その年に受給した公的年金等の収入金額の合計額です。

■所得控除

納税義務者に同一生計配偶者や扶養親族があるかどうかなど、個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引かれるものをいいます(表4参照)。

表4

種類	要件
	控除額
雑損控除	前年中の震災、風水害、冷害、火災その他の災害又は盗難横領による資産の損失(たな卸資産は除く)。 次のいずれか多い額 ・(損失額 - 保険等により補填された額) - (総所得金額等 × 1/10) ・災害関連支出金額 - 5万円
医療費控除	1. 前年中の医療費等の支払 2. スイッチOTC医薬品の購入費(健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が対象) 1. (支払った医療費 - 保険等により補填された額) - {(総所得金額等 × 5/100) 又は10万円のいずれか少ない額}(限度額200万円) 2. (支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価) - (12,000円)(限度額88,000円) ※「1」と「2」はいずれか一方を選択する必要があります。
社会保険料控除	前年中の社会保険料の支払及び給与からの控除 支払った金額及び給与から控除された金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	1. 前年中の小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金の支払 2. 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の支払 3. 心身障害者扶養共済制度の掛金の支払 支払った金額の全額

市民生活と市税

市税のありまし
(市民税)

市税の納付

市税の証明書

税についての相談

市税の窓口

国税のありまし

県税のありまし

市税事務所・市税
分室などの所在

種 類	要 件
	控 除 額
生命保険料控除	前年中の生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約に基づく掛金の支払
	<p>【平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)】</p> <p>支払った「一般の生命保険料の計」、「個人年金保険料の計」及び「介護医療保険料の計」をそれぞれ次の「1」～「4」に当てはめて計算した金額の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> 12,000円までの場合 支払った保険料の全額 12,000円を超え32,000円までの場合 . . . 支払った保険料×1/2 + 6,000円 32,000円を超え56,000円までの場合 . . . 支払った保険料×1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合 28,000円
	<p>【平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)】</p> <p>支払った「一般の生命保険料の計」と「個人年金保険料の計」をそれぞれ次の「1」～「4」に当てはめて計算した金額の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> 15,000円までの場合 支払った保険料の全額 15,000円を超え40,000円までの場合 . . . 支払った保険料×1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円までの場合 . . . 支払った保険料×1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合 35,000円 <p>【新契約と旧契約の両方がある場合】</p> <p>一般の生命保険料控除又は個人年金保険料控除については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約及び旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)</p> <p>なお、新契約と旧契約の両方がある場合で、旧契約で計算した控除額が28,000円を上回る場合、その金額を控除額とすることができます。(上限額35,000円)</p> <p>※ 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれで計算した控除額の合計適用限度額は、70,000円です。</p>
地震保険料控除	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前年中の地震保険料(常時居住している家屋、又は家財等の資産を保険若しくは共済の目的とするもので、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金) 2. 長期損害保険料【経過措置】(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもので平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については従来の損害保険料控除が適用されます。)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支払った地震保険料の金額×1/2(25,000円が限度額) 2. 長期損害保険契約の支払保険料を次に当てはめて得た金額 <ol style="list-style-type: none"> ・ 5,000円までの場合 全額 ・ 5,000円を超え15,000円までの場合 . . . 支払保険料×1/2 + 2,500円 ・ 15,000円を超える場合 10,000円(限度額) 3. 「1」と「2」の両方がある場合はその合計(限度額25,000円) (なお、「2」の長期損害保険契約が「1」の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一方の契約に該当するものとして控除額を計算します。)
障害者控除	障害者であるとき
	<p>1人につき260,000円(特別障害者は300,000円)</p> <p>※ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は、上記の金額に23万円が加算されます(同居特別障害者控除)。同居特別障害者とは、本人、配偶者又は本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している特別障害者の方です。</p>

種 類	要 件			
	控 除 額			
寡 婦 控 除	いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方で、次の「1」と「2」のいずれかに当てはまるとき 1. 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる 2. 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない 260,000円			
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない一定の方で、次の「1」～「3」の全てに当てはまるとき 1. 総所得金額等が所得税の基礎控除額(48万円)以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く。)がいる 2. 前年の合計所得金額が500万円以下である 3. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない 300,000円			
勤労学生控除	勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方 260,000円			
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、本人と生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下のとき (ただし、配偶者が事業専従者等に該当する場合を除く。)			
	控除の種類	あなたの前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
			控除額	
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
老人控除対象配偶者 (生年月日が昭和28年1月1日以前の方)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与収入金額の場合103万円超201.6万円未満)のとき			
	配偶者の前年の合計所得金額	あなたの前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
			控除額	
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円	0円	0円	

種類	要件											
	控除額											
扶養控除	本人と生計を一にする親族等の前年の合計所得金額が48万円以下のとき (ただし、親族等が事業専従者等に該当する場合を除く。)											
	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の扶養親族の場合・・・1人につき330,000円(一般扶養控除) ・19歳以上23歳未満の扶養親族の場合・・・1人につき450,000円(特定扶養控除) ・70歳以上の扶養親族の場合……………1人につき380,000円(老人扶養控除) ・70歳以上の扶養親族で、本人又は配偶者の直系尊属であり、いずれかと同居している場合……………1人につき450,000円(同居老親等扶養控除) 											
基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの前年の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		あなたの前年の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
	あなたの前年の合計所得金額	控除額										
	2,400万円以下	43万円										
	2,400万円超2,450万円以下	29万円										
	2,450万円超2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	適用なし											

※ 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありませんが、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の欄に記載されている「扶養親族」には、16歳未満の年少扶養親族も含まれます。

■税額控除

●調整控除

税源移譲により個々の納税者の方の負担が変わらないよう、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担の増加を調整するためのもので、前年の合計所得金額が2,500万円以下の方については一定の額が税額から差し引かれます。

算出方法は、次のとおりです。

【合計課税所得金額^{*1}が200万円以下の方】

次の「1」と「2」のいずれか少ない額に5%（市民税4%、県民税1%）を乗じた金額

1. 表5及び次ページ表6のうち、適用がある控除の金額の合計額
2. 合計課税所得金額

*1 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

【合計課税所得金額が200万円を超える方】

次の「1」の金額から「2」の金額を控除した額（5万円を下回る場合は5万円）に5%（市民税4%、県民税1%）を乗じた金額

1. 表5及び次ページ表6のうち、適用がある控除の金額の合計額
2. 合計課税所得金額 - 200万円

表5

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	勤労学生控除	1万円
	特別	10万円		一般	5万円
	同居特別	22万円		特定	18万円
寡婦控除		1万円		老人	10万円
ひとり親控除	母	5万円		同居老親等	13万円
	父	1万円	基礎控除	5万円	

控除の種類		あなたの前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
		金額		
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

● 配当控除

配当所得などに対する、二重課税を排除する趣旨で定められており、配当所得の金額に次の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

表7

種 類	課税所得金額の合計額*2		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1,000万円超の部分に含まれる配当所得の金額	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託又は特定株式投資信託の収益の分配に関する所得	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	1.12%	0.28%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に関する所得	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%	0.56%	0.14%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に関する所得	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%	0.28%	0.07%

*2 表7中の「課税所得金額の合計額」は、課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

● 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

<住宅ローン控除の拡充について>

令和元年10月1日の消費税率の引上げに伴い、消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の控除期間が10年間から13年間に延長されました。対象となるのは、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件が弾力化されました。

・住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の「1」～「3」を全て満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除が適用されます。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
2. 一定の期日までに、新築、建売住宅、中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
3. 令和3年12月末までの間に「2」の住宅に入居していること

・延長した分の11年目以降の3年間については控除額の上限が設定されて、各年において次の①と②を比較していずれか少ない金額を税額控除することができます。

- ①住宅ローン年末残高の1%
- ②建物購入価格の2/3%

※ 令和3年度税制改正による住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例の適用期限が延長され、一定の期間（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は、令和2年12月から令和3年11月末まで）に契約し、令和4年末までに入居した方が対象となります（特別特例取得）。また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件が緩和されます（50㎡以上→40㎡以上）。

※ 令和4年度税制改正による住宅ローン控除の適用期限の延長等

適用期限が令和7年12月31日へ4年延長されるとともに、認定住宅等につき、借入限度額の上乗せが行われました。また、控除率を0.7%（改正前1.0%）としつつ、控除期間に関して新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とされました。さらに、所得要件を合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とし、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅が控除対象とされました。

【控除額の計算方法】

$$\boxed{\text{個人住民税の住宅ローン控除額(A)}} = \boxed{\text{所得税における住宅ローン控除可能額}} - \boxed{\text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}}$$

上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円を限度）(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得^{*3}である場合には、上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（136,500円を限度）(C)」を超えた場合には、控除額は(C)の金額になります。^{*4}

*3 「特定取得」又は「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

*4 居住年が令和4年の場合、控除額が(C)となるのは、特別特例取得である場合に限られます。

●寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が税額から控除されます。

1. 地方公共団体に対する寄附金
2. 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3. 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
4. 神奈川県又は川崎市の条例により指定する寄附金

（川崎市が指定する寄附金は川崎市ホームページ「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000020376.html>)をご覧ください。)

- ・寄附金額が2,000円を超える部分について税額控除されます。
- ・被災地義援金として日本赤十字社、中央共同募金、日本政府などに寄附した場合は、「1」に該当する寄附金として控除を受けられる場合があります。

【控除額の計算方法】

次の「1」と「2」の合計額が住民税の税額控除となります。

1. 基本控除額^{*5}

$$\begin{aligned} \text{市民税控除相当額} &= (\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 8\% \\ \text{県民税控除相当額} &= (\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 2\% \end{aligned}$$

^{*5} 寄附金の合計額は総所得金額等の30%が限度額となります。

2. 特例控除額^{*6}(地方公共団体に対する寄附金 (令和元年6月1日以降は総務大臣が指定するものに限る。)に適用)

$$\text{控除額} = (\text{地方公共団体への寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}^{*7} \times 1.021 (\text{復興特別所得税分}))\}$$

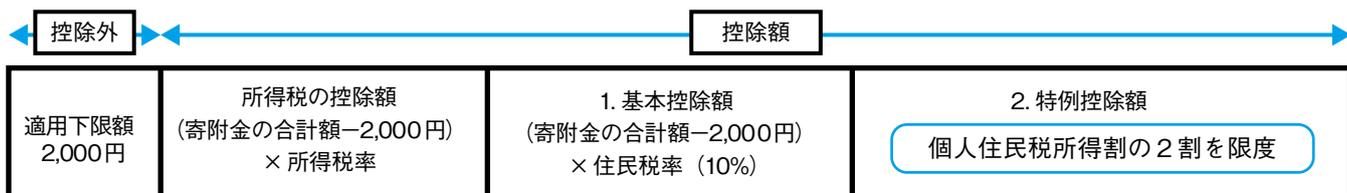
$$\text{市民税控除相当額} = \text{控除額} \times 4/5$$

$$\text{県民税控除相当額} = \text{控除額} \times 1/5$$

^{*6} 特例控除の限度額は、個人住民税所得割の20%になります。

^{*7} 「所得税の限界税率」とは、寄附を行った方に適用される所得税の最も大きな税率のことで、課税される所得が多くなるほど大きくなります。

復興特別所得税の創設に伴い、平成26年度から令和20年度までの寄附金税額控除の算定において、復興特別所得税2.1%に対応する率を減ずる調整が行われます(所得税と住民税の控除の合計額に変更ありません)。



【手続】

1. 所得税及び市民税・県民税で控除を受けようとする方

寄附を行った先の団体が発行した領収証書を添付又は提示し、税務署へ確定申告をしてください。

※地方公共団体への寄附の場合、領収証書ではなく、ポータルサイト等を運営する特定事業者(国税庁ホームページでご確認ください)が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することもできます。

2. 市民税・県民税のみ控除を受ける方

市民税・県民税の申告又は市民税・県民税寄附金税額控除申告書にて、お近くの市税事務所・市税分室へ申告してください。

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

税控除を受けるための確定申告が不要になります

寄附した方が、寄附先の団体へワンストップ特例の申請をすることにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。なお、令和元年6月1日からは総務大臣の指定を受けた団体に限られます。

確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられます

ワンストップ特例が適用される場合は、寄附を行った翌年度の市民税・県民税（地方税）において、所得税（国税）控除分相当額を含めて控除されます（確定申告を行った場合と同額が控除されます。）。

●申請の対象となる方

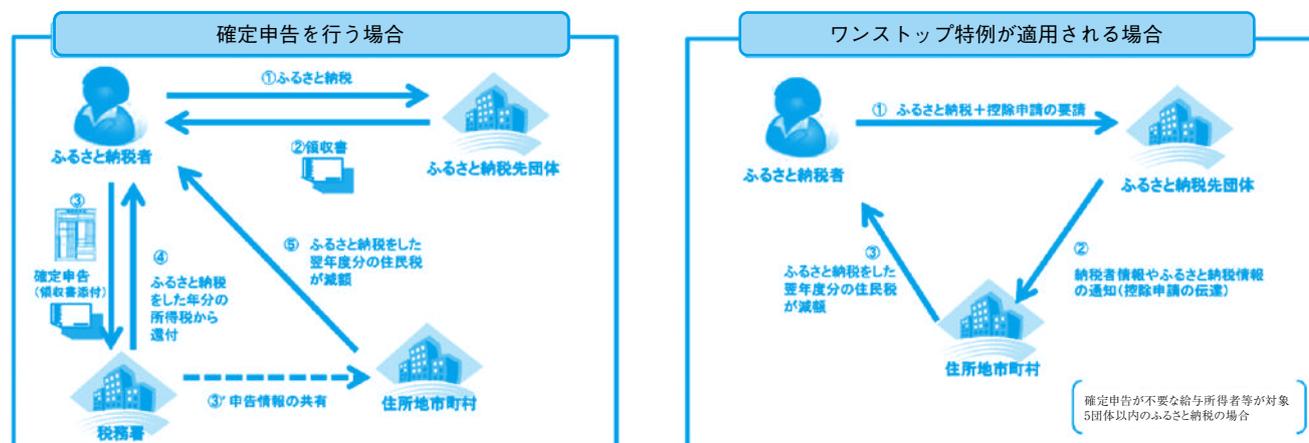
次の「1」及び「2」に該当する方について、申請することができます。

1. 「確定申告」及び「市民税・県民税の申告」をする予定のない方（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）
 - ※ 申請後、確定申告等をする場合、ワンストップ特例が適用されないこととなりますので、申請した全ての寄附金について、扶養控除、医療費控除、ふるさと納税以外の寄附金その他の申告事項と併せて必ず申告するよう、ご注意ください。
2. 1月1日から12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）
 - ※ 5団体を超過して申請した場合、申請は全てなかったものとなります。

●申請の手続

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、ふるさと納税（寄附）をする際に、寄附先の団体のふるさと納税担当窓口申請してください。なお、申請書は川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000066575.html>）から取得できます。

●税控除までの流れ



※ ワンストップ特例が適用されない場合は、その旨の通知が送付されます。その場合、確定申告等を行う必要があります。

- ・「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」にある法人（「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」の法人、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」の両方に記載されている法人も同じです。）に対して寄附を行った場合、確定申告することによって、市民税の寄附金税額控除及び所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。

この場合、市民税・県民税寄附金税額控除申告書の提出は不要です。

- ・「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」にある法人に対して寄附を行った場合、市民税・県民税寄附金税額控除申告書を提出することによって、市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます（所得税の寄附金控除の対象にはなりません。）。

※ 「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」及び「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」は川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000020376.html>）をご覧ください。

このほか外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除がありますが、詳しい内容は市税事務所市民税課市民税係・市税分室市民税担当へお問い合わせください。

【令和5年度の市民税・県民税の計算例】

- 家族構成 …………… 夫婦と子供2人(妻子は所得なし、夫婦共に43歳、子は17歳と11歳)
- 前年中の収入 …………… 給与収入金額 7,633,000円
- 前年中の社会保険料支払額 …………… 770,500円
- 前年中の生命保険料等支払額 …………… 300,000円(新契約の一般生命保険、個人年金、介護医療保険ともに各100,000円)

●課税所得金額	
所得金額(収入金額－必要経費) 7,633,000円－1,863,300円＝5,769,700円…①(給与所得金額11ページ表2参照)	
所得控除額(12～15ページ表4参照)	
・社会保険料控除額 770,500円(全額)	} 所得控除額の計 …… 1,930,500円…②
・生命保険料控除額 70,000円(限度額)	
・配偶者控除額 330,000円	
・扶養控除額 330,000円	
・基礎控除額 430,000円	
※ 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありません。	
課税所得金額 …………… ①－②＝3,839,200円⇒3,839,000円…③*1	
●調整控除前の所得割額	
市民税	県民税
③×8%(税率)＝307,120円…④	③×2.025%(税率)＝77,739円…⑤
●調整控除額	
③が200万円を超える方に該当	
・人的控除額の差の合計 …………… 150,000円(15ページ表5及び16ページ表6参照)	
150,000円－(3,839,000円－2,000,000円)＝－1,689,000円…⑥	
⑥<50,000円	
50,000円×4%＝2,000円…⑦	50,000円×1%＝500円…⑧
●調整控除後の所得割額	
④－⑦＝305,120円⇒305,100円…⑨*2	⑤－⑧＝77,239円⇒77,200円…⑩*2
●均等割額	
均等割額 …… 3,500円…⑪	均等割額 …… 1,800円…⑫
●年税額	
⑨＋⑩＋⑪＋⑫＝387,600円	

*1 1,000円未満切捨て *2 100円未満切捨て

■所得割の課税の特例

●退職所得に対する課税の特例

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金などの支払者がその支払いをするときに、支払額から差し引いて市に納入することになります。

$$(退職金などの収入金額－退職所得控除額) \times 1 / 2 \times \text{税率(市民税6\%、県民税4\%)} = \text{所得割額}$$

※ 特定役員退職手当等及び短期退職手当等(退職所得控除額控除後の金額が300万円超の部分)については、1/2を乗じる措置がありません。

●土地、建物等の譲渡所得の課税の特例

土地、建物等を譲渡した場合の所得については、他の所得と分離して課税されます。また、譲渡した資産の所有期間（譲渡をした年の1月1日現在での所有期間）によって、長期譲渡所得（5年超）と短期譲渡所得（5年以下）に区分されます。

1. 課税される譲渡所得金額の計算

譲渡所得の収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額*＝譲渡所得金額

* 居住用財産を譲渡した場合の特別控除額3,000万円などがあります。

- ・「優良住宅地の造成等のための譲渡及び居住用財産の譲渡」の場合には、長期譲渡所得に対する課税の特例があり、「国・地方公共団体等への譲渡」の場合には、短期譲渡所得に対する課税の特例があります。
- ・長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失は、他の所得との通算及び翌年度以降への繰越しは認められません。

2. 税額の計算(通常の場合)

譲渡所得金額×税率

所有期間による区分	税率	
	市民税	県民税
長期譲渡所得(5年超)	4%	1%
短期譲渡所得(5年以下)	7.2%	1.8%

このほかの課税の特例に、株式等の譲渡所得等に対するもの、先物取引に係る雑所得等に対するものなどがあります。詳しい内容は市税事務所市民税課市民税係・市税分室市民税担当へお問い合わせください。

■申告

1月1日（賦課期日）現在に市内に住所のある方は、毎年3月15日までに前年中の所得を申告しなければなりません。ただし、次に該当する方を除きます。

1. 前年分の所得税の確定申告書を提出した方
2. 前年中の収入が給与だけの方で給与支払報告書(年末調整の済んだもの)が勤務先から提出されている方
3. 前年中の収入が公的年金等だけの方(生命保険料などの控除を受ける方は申告が必要です。)

■納付納入の方法

納め方には、「普通徴収」と「特別徴収」の二つの方法があります。

●普通徴収

事業所得者など、給与所得者及び一定の年金受給者以外の方の市民税・県民税は、納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの納期限までに納めていただきます。

●特別徴収

【給与所得者に係る特別徴収】

給与所得者の市民税・県民税は、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与を支払う際に、市から送付された特別徴収税額の通知書により定められた税額分を差し引き、これを取りまとめ、翌月の10日までに納入することになります。

また、退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、残りの税額を「普通徴収」の方法によって納めていただきます。

【公的年金受給者に係る特別徴収】

一定の公的年金受給者の市民税・県民税は、年金支払者(特別徴収義務者)が毎支給月に年金を支払う際、市から通知された税額を差し引き、これを取りまとめ、翌月10日までに納入することになります。

また、この公的年金からの特別徴収が適用される初年度については、6月及び8月に「普通徴収」の方法によって納めていただき、10月から「特別徴収」の方法により、納めていただきます。

適用2年度目以降については、4月、6月及び8月に前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回に分けて仮徴収として納めていただき、その後算出された年税額と仮徴収の合計額との差額を10月、12月及び翌年の2月にて本徴収として納めていただくこととなります。

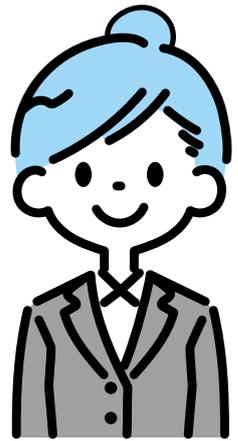
～事業主の皆様へ～

●市民税・県民税特別徴収実施のお願い

事業主の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方に支払う月々の給与から市民税・県民税を差し引き、従業員の方に代わって市町村へ納入すること(特別徴収)が法令により義務付けられています。

川崎市では神奈川県及び県内市町村と連携して、県内の事業主の皆様に対して市民税・県民税の特別徴収を推進する取組を行っています。

現在、特別徴収を行っていない事業主の皆様におかれましては、早期に特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。



【特別徴収になると】

従業員の方

従業員の方がご自分で納付する場合は、年4回に分けてお支払いいただきますが、特別徴収の場合は年12回に分けてお支払いいただきますので、1回当たりの負担額が少なくなります。

事業主の方

給与から差し引く市民税・県民税の税額は各市町村が計算し、事業主の方へ通知します。所得税の源泉徴収のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。

●給与支払報告書等の電子提出が義務化されました

基準年(前々年)に税務署に提出する給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上である給与支払者等については、各市町村に提出している給与支払報告書や公的年金等支払報告書をeLTAX(エルタックス)*、光ディスク、磁気ディスクにより電子データで提出していただくこととなりました。

* eLTAXについては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

●給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化について

平成29年1月から、eLTAXを利用して、給与や公的年金等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータも同時に作成することができるようになりました。また、同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで支払報告書は各市町村に、源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます(以下「一元化」といいます)。

※ PCdesk及び一元化対応税務ソフトに限ります。

●市民税・県民税の給与からの特別徴収に係る特別徴収税額通知の電子化について

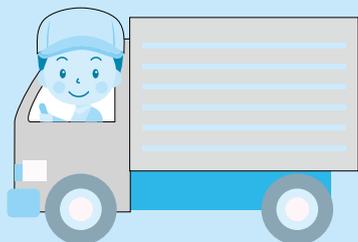
川崎市では、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の内容をデータ化し、法的効力を持たせた、電子署名を付与した特別徴収税額通知をeLTAXを通じて提供します。これにより、電子データでの通知が正本となるため、電子的に給与システム等に課税額を取り込むことができるメリットがあります。



市民税

☆年の途中で引っ越しした場合は？

Q わたしは、令和5年3月7日に川崎市から相模原市へ引っ越ししました。ところが、6月に川崎市から令和5年度の市民税・県民税



の納税通知書が送られてきました。引っ越ししても、引っ越し前の川崎市に市民税・県民税を納めるのでしょうか。

A 市民税・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる方に対して、前年中の所得をもとにして、1年分の市民税・県民税を課税することになっています。

したがって、あなたの場合は、令和5年1月1日現在川崎市に住んでいたもので、その後相模原市へ引っ越ししたとしても、令和5年度分の市民税・県民税は相模原市ではなく、川崎市に納めていただきます。

☆退職後の納め方は？

Q わたしは、令和5年7月末日で会社を退職します。令和5年度市民税・県民税の7月分は給料から差し引かれますが、退職後はどのようにして残りの市民税・県民税を納めればよいのでしょうか。

A 給与所得者の場合は、年税額を6月から翌年の5月までの12回に分けて、会社が毎月の給料から差し引いて納入することになっています。あなたの場合は、退職のため今年8月から来年5月までの分が給料から差し引けなくなりますので、残りの分について、あらためて納税通知書をお送りいたします。納税通知書を使ってお納めください。

※ 会社（特別徴収義務者）からあなたが退職された旨の内容を記載した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただくことが必要です。

（参考）

6月1日から12月31日までの間に退職される方で、残りの税額の全額一括徴収を希望する方は、勤務先に申し出ることが必要です。

なお、1月1日から4月30日までの間に退職された方は、申出の有無に関係なく、5月31日までに残りの税額を超える給料又は退職手当などが支払われる場合に、そこから全額一括徴収されます。

☆給与以外に副収入がある場合の市民税・県民税の申告は？

Q わたしは、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市民税・県民税の申告はする必要があるのでしょうか。

A 所得税では、所得の発生した時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされていますが、市民税・県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告しなければなりません。



市民税



☆昨年亡くなった方の市民税・県民税は？

Q わたしの夫は、令和5年3月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市民税・県民税は、どうなるのでしょうか。

A 市民税・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和5年1月2日以降に死亡された方に対しては、令和5年度の市民税・県民税が課税されることとなります。なお、令和6年度からは課税されません。

☆パート収入に対する税金は？

Q わたしは、パートで働いていますが、収入がいくらまでなら税金がかからないのでしょうか。

また、いくらまでなら夫の市民税・県民税の、配偶者控除や配偶者特別控除が受けられるのでしょうか。

A あなた本人にかかる税金は、あなたのパート収入が103万円以下であれば所得税がかからず、100万円以下であれば市民税・県民税もかかりません。

次に、夫の市民税・県民税の配偶者控除と配偶者特別控除については、あなたの収入額が次のように影響します。

【配偶者控除】

夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの収入額が103万円以下であれば受けられます。ただし、夫の収入額によって控除額が変動します。

【配偶者特別控除】

夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの収入額が103万円超201万6千円未満で受けられます。ただし、夫とあなたの収入額によって控除額が変動します。

これらの関係をまとめると下表のようになります。

パートの年間収入	パート労働者への税金		パート労働者の配偶者が控除を受けられるかどうか	
	所得税	市民税・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超～103万円以下		かかる		
103万円超～201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上				受けられない

※ 合計所得金額1,000万円は給与収入にすると1,195万円になります。



市民税

☆住まいの区以外の区に事務所（店舗など）がある場合は？

Q わたしは、妻と二人で高津区に住み、個人商店を経営しております。令和4年中に宮前区にも新しく店を出したところ、今年の6月に、2通もの納税通知書が送られてきました。2通もの納税通知書が送られてくるのは、おかしいのではないのでしょうか。



A 個人の市民税・県民税では、住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方は、収入に対して課税される市民税・県民税とは別に、区毎に均等割が課税されることになっています。

したがって、あなたの場合、あなたの収入に対して課税される市民税・県民税と住所地以外にある店舗に対して課税される市民税・県民税（均等割）があるため、納税通知書が2通送られたのは誤りではありません。

なお、納税通知書に「所得等明細」を添付していますので、課税内容の確認にお役立てください。

☆昨年から外国で勤務している場合は？

Q わたしは、会社に勤務し、市内の寮に住んでいましたが、令和4年7月1日付で2年間外国に転勤することになり、同日に出国しました。令和5年度も市民税・県民税が課税されるのでしょうか。

A 日本国内に居住していた方が、出国により1月1日現在、国内に住所がない場合及び国内に事務所、事業所又は家屋敷がない場合は、個人の市民税・県民税の納税義務はないとされています。

ただし、たまたま1月1日に出国していた方でも、その方の出国の期間、目的、出国中の居住の状況などから単に旅行にすぎないと判断される場合には、出国前に居住していたところに住所があるものとして取り扱われます。

あなたの場合は、令和5年1月1日現在、2年間の海外勤務のため日本を出国していて、国内に住所がありませんので、令和5年度の市民税・県民税は課税されません。

(参考)

平成24年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人住民についても日本人と同様に住民票が作成されることとなりました。

住民票が作成されるのは、特別永住者と在留期間が3か月を超える中長期在留者（観光などの短期滞在者を除きます。）等です。これにより、外国人の方についても、日本人の方と同様に1月1日現在の住民票に基づいて市民税・県民税を課税されることとなります。



法人の市民税

法人の市民税は、区内に事務所や事業所又は寮などを有する法人に課される税で、「均等割」と「法人税割」に分類されます。

(注) 法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(以下「人格のない社団等」といいます。)並びに法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される法人及び個人(以下「受託法人」といいます。)も含まれます。

■納税義務者

納税義務者	納めるべき税額
区内に事務所又は事業所を有する法人及び人格のない社団等	均等割と法人税割
区内に寮などを有する法人及び人格のない社団等で、その区内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割
区内に事務所又は事業所を有する受託法人(受託法人としての納税義務)	法人税割

※ 新たに上記に該当することになった場合は、届出が必要です。

■税率

●均等割

均等割額＝税率(年額)×区内に事務所、事業所又は寮などを有していた月数÷12

法人等の区分	税率(年額)		
	区内の従業者数50人以下	区内の従業者数50人超	
公共法人、公益法人等 など	5万円		
資本金等の額	1,000万円以下である法人	5万円	12万円
	1,000万円を超え1億円以下である法人	13万円	15万円
	1億円を超え10億円以下である法人	16万円	40万円
	10億円を超え50億円以下である法人	41万円	175万円
	50億円を超える法人		300万円

- 均等割額は、事務所、事業所又は寮などが所在する区ごとに算定します。
- 「公共法人、公益法人等 など」とは、次のものです。
 - ・公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)
 - ・公益法人等(地方税法第294条第7項に規定する法人のうち法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うもの以外のもの)
 - ・人格のない社団等
 - ・一般社団法人及び一般財団法人(いずれも非営利型法人に該当するものを除きます。)
 - ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの
- 資本金等の額とは、原則として、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した額となります。ただし、当該金額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を税率区分の判定に用いる額とします。

なお、保険業法に規定する相互会社は、純資産額を資本金等の額とし、税率区分を判定します。

●法人税割

法人税割額＝課税標準となる法人税額×税率

資本金の額又は出資金の額	税率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人	12.1%	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%
5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等	9.7%	6.0%

○ 川崎市と他の市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準となる法人税額を市町村ごとの従業者数を基準にあん分して法人税割額を求め、その額を納めることになります。

■申告と納付の方法

納税義務者である法人が税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになります。

主な申告の種類	申告納付の期限	納める税額
中間申告 (普通法人で事業年度が6か月を超え、法人税の予定申告税額が10万円を超える場合、申告納付します。)	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	次のいずれかの申告方法による均等割額と法人税割額の合計額 ア 予定申告 事業年度開始の日以後6か月の期間中に事務所又は事業所を有していた月数分の均等割額と、前事業年度の法人税割額に6を乗じ前事業年度の月数で除して計算した法人税割額との合計額 イ 仮決算による中間申告 事業年度開始の日以後6か月の期間中に事務所又は事業所を有していた月数分の均等割額と、その期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額
確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内	均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告を行った税額がある場合の納付額は、その税額を差し引いた額

※ 法人税について、確定申告書の提出期限の延長に関して税務署長の承認を受けた場合には、当該延長された期間、法人市民税の確定申告書の提出期限も延長されます。

※ 市内の2以上の区に事務所、事業所又は寮などがある場合の均等割額の申告は、区ごとに算定した均等割額を合計し、一括して申告することになります。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●大法人の電子申告義務化について

平成30年度税制改正により、大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人市民税の申告は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により提出しなければならないこととされました。

- ・大法人とは、次に掲げる内国法人をいいます。
 - (1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ・eLTAXの概要については、48ページの「eLTAXのご案内」をご覧ください。
- ・電子申告義務化の詳細については、次のホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01252>
 (eLTAXホームページ：大法人の電子申告義務化に係る特設ページ)

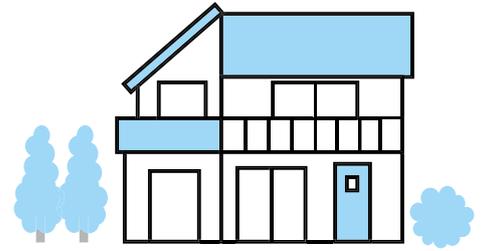
超過課税について

法人市民税の法人税割について、超過課税を実施しています。この超過課税分は、学校教育施設や都市基盤整備に要する費用の貴重な財源として活用しています。

令和5年度予算では、対象事業の事業費約212億円に対して超過課税分約26億円を充当しています。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)の所有者に対し、その固定資産の価格(適正な時価)に応じて課される税です。



■納税義務者

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者です。具体的には、次に掲げる登記簿などに所有者として登記又は登録されている方です。

土地 …… 登記簿又は土地補充課税台帳

家屋 …… 登記簿又は家屋補充課税台帳

償却資産 …… 償却資産課税台帳

※ ただし、所有者として登記又は登録されている方が、賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在、その固定資産を現に所有している方(相続人など)が納税義務者となります。

■課税の対象となる資産

土地 …… 田、畑、宅地、山林、雑種地などの土地

家屋 …… 住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物

償却資産 …… 土地・家屋以外の事業の用に供する資産で、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品など

- ・パソコンを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となります。
- ・自動車・原動機付自転車のように自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税の対象となるものは、償却資産の範囲から除かれます。

■税額の算出

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定

固定資産は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき評価し、適正な時価により価格を決定します。

土地・家屋については、原則として3年に一度の基準年度に評価替えを行い、第二年度及び第三年度は新たな評価は行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます(令和5年度は第三年度に当たります。)

ただし、基準年度以外の年度において、土地の地目変換・分合筆、家屋の増改築などがあった場合は評価替えを行い、改めて価格を決定します。

また、地価が下落し、価格を据え置くことが適当でないと認められる地域の土地については、第二年度又は第三年度においても、基準年度の価格にその下落状況を反映させる修正を加えて、評価の適正化・均衡化を図ります。

償却資産については、毎年所有者の申告に基づき評価し、価格を決定します。

原則として価格が課税標準額となりますが、土地における負担調整措置や住宅用地などに対する課税標準の特例が適用される場合は、それらの適用後の額が課税標準額となります。

課税標準額×税率(1.4%)=税額

免税点 …… 同一区内に所有する固定資産の課税標準額の合計がそれぞれ次の額に満たない場合、固定資産税は課税されません。

土地…30万円 家屋…20万円 償却資産…150万円

※ 土地・家屋の納税通知書には「課税明細書」を添付していますので、資産ごとの課税内容を確認することができます。

■土地に対する課税

●評価のしくみ

- ・土地は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況による地目(田、畑、宅地、山林、雑種地など)に応じて、地目別に定められた評価方法により評価します。
- ・地積は、原則として登記簿に登記されている地積によります。

●地目別の評価方法

【宅地の評価方法】

用途や街路の状況、宅地の利用上の便などからみて状況が類似する地域ごとに区分



主要な街路及び標準宅地(位置、形状などが標準的なもの)の選定



主要な街路の路線価の付設

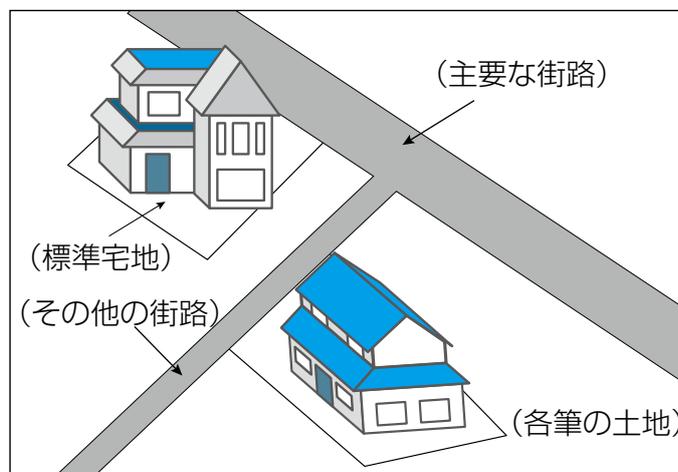


その他の街路の路線価の付設
(主要な街路との状況の違いを総合的に考慮して付設します。)



各筆の評価

(路線価を基礎として、画地の奥行、間口などの状況を考慮し、画地計算を行って評価します。)



地価公示価格、県地価調査価格及び鑑定評価価格の7割を目途とします。

【農地、山林の評価方法】

原則として、状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の価格に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や転用許可を受けた農地などについては、状況が類似する宅地の評価額を基準とし、造成費に相当する額を控除して評価します。

【雑種地等の評価方法】

土地の位置、利用状況などを考慮し、付近の土地の評価額に比準して評価します。

●固定資産税路線価等の公開

土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価を公開しています。また、標準宅地等の所在についても公開しています。

【公開場所】

市税事務所資産税課・市税分室資産税担当

また、川崎市ホームページ「ガイドマップかわさき」

(<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>)でも公開しています。

【路線価】

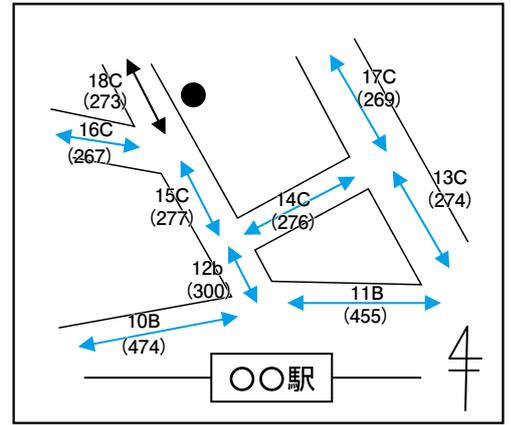
路線価とは、街路に付設された価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

【標準宅地】

標準宅地とは、市内の地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

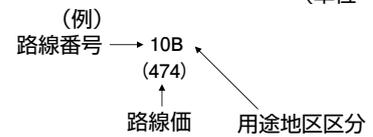
この主要な街路の路線価は、標準宅地の地価公示価格、県地価調査価格及び鑑定評価価格をもとにして求め、その他の街路の路線価は、主要な街路の路線価をもとにして街路の幅員や駅からの距離などに応じて求めます。

路線価の公開例 ○○区○○2丁目付近



用途地区区分
 B 普通商業地区
 b 併用住宅地区
 C 普通住宅地区

● 標準宅地位置
 ←→ 主要な街路
 ←→ その他の街路
 (数字)は路線価
 (単位：千円)



●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地(人の居住の用に供する家屋の敷地)は、課税標準の特例措置が設けられています。

区 分	特 例 率
小規模住宅用地 (住宅用地のうち住宅1戸あたり200㎡以下の部分)	価格の6分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地以外の住宅用地)	価格の3分の1

【住宅用地の範囲】

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に右の表の住宅用地の率を乗じて求めます(ただし、対象となる土地の面積が家屋の延床面積の10倍を超える場合は、10倍の面積に住宅用地の率を乗じて得た面積)。

家 屋*1		居住部分の割合*2	住宅用地の率
専用住宅		全 部	1.0
併用住宅	4階建て以下	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
	5階建て以上	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

*1 「専用住宅」とは、専ら人の居住の用に供する家屋をいい、共同住宅・寄宿舎なども含みます。「併用住宅」とは、その一部を人の居住の用に供する家屋をいいます。

*2 「居住部分の割合」とは、家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合をいいます。

●被災住宅用地に対する特例

住宅が災害により滅失・損壊した場合で、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないものと認められる土地は、災害の発生後2年度分（避難指示期間が震災などの発生した年の翌年以降に及んだ場合は、避難指示解除後3年度分。被災市街地復興推進地域が定められた場合は、災害の発生後4年度分）を限度として住宅用地の特例が適用されます。

●住宅用地の申告について

次のような場合、土地を所有している方は、申告が必要です。

- ・住宅を新築し、その敷地が新たに住宅用地になった場合
- ・住宅を取り壊し、その敷地が住宅用地でなくなった場合
- ・事務所・店舗などを住宅に改築し、その敷地が住宅用地になった場合
- ・住宅を事務所・店舗などに改築し、その敷地が住宅用地でなくなった場合
- ・住宅の一部の用途を変更し、居住部分の割合が変わった場合
- ・1月1日現在、住宅を建替え中の場合

申告期限…令和6年1月31日（令和6年度分）

申告先…土地の所在する区を担当する市税事務所資産税課土地係・市税分室資産税土地担当

●市街化区域農地に対する課税標準の特例

市街化区域農地（生産緑地地区の指定を受けたものなどを除く。）は、課税標準の特例措置（特例率：価格の3分の1）が設けられています。

●税負担の調整措置

土地の税負担については、負担水準の均衡化を重視することを基本とし、次のような調整措置がとられています（負担調整措置といいます。）。

$$\text{負担水準}^{*1} = \frac{\text{令和4年度の課税標準額}}{\text{令和5年度の価格}(\times \text{特例率})}$$

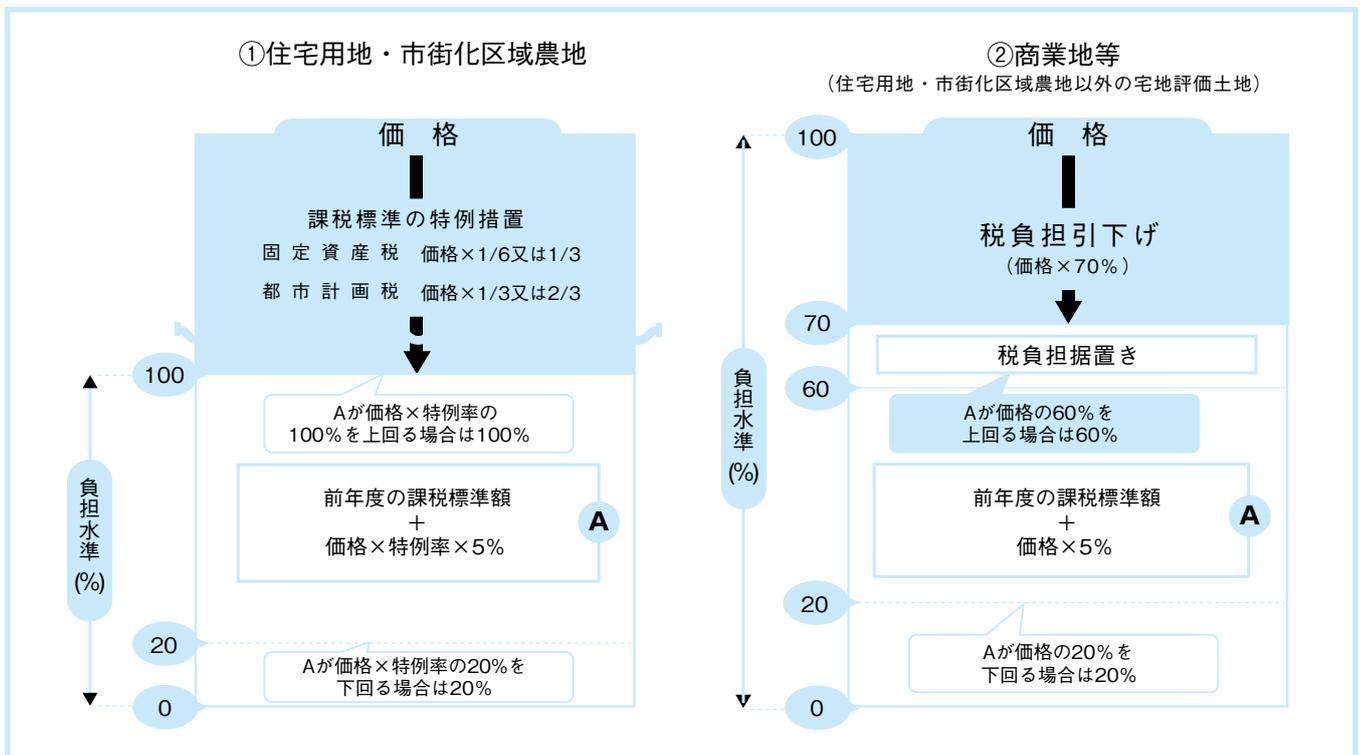
*1 「負担水準」とは、新価格に対する前年度課税標準額の割合のことです。

1. 住宅用地・市街化区域農地

負担水準	負担調整措置
100%以上	令和5年度価格×住宅用地(市街化区域農地)特例率まで課税標準額を引下げ
100%未満	令和4年度課税標準額 + 令和5年度価格×住宅用地(市街化区域農地)特例率×5% ただし、この額が令和5年度価格×住宅用地(市街化区域農地)特例率の100%を上回る場合は100%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とする。

2. 商業地等(住宅用地・市街化区域農地以外の宅地評価土地)

負担水準	負担調整措置
70%超	令和5年度価格×70%まで課税標準額を引下げ
60%以上 70%以下	令和4年度課税標準額に据置き
60%未満	令和4年度課税標準額 + 令和5年度価格×5% ただし、この額が令和5年度価格の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とする。



■家屋に対する課税

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に評価します。

●新築家屋の評価

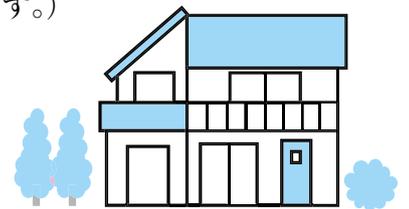
$$\text{評価額} = \text{再建築価格}^{*1} \times \text{経年減点補正率}^{*2}$$

- *1 「再建築価格」とは、評価の対象となった家屋と構造、規模、形態等が同一であり、資材とその量がほぼ同様であるものを評価の時点でその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。
- *2 「経年減点補正率」とは、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものです。

●新築家屋以外の家屋(既存の家屋)の評価

評価額は、3年に一度の基準年度ごとに新築家屋と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

(なお、増改築や損壊などがある家屋は、これらを考慮して再評価されます。)



●新築住宅に対する減額措置

新築された住宅が次の要件を満たす場合、居住部分に対する固定資産税の税額の2分の1が右の期間減額されます。

ただし、居住部分が120㎡を超える場合は、120㎡に相当する税額の2分の1が減額されます。

【減額措置の要件】

1. 専用住宅、共同住宅及び併用住宅（居住部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限られます。）であること（区分所有家屋は、専有部分ごとに判定します。）。
2. 居住部分の床面積が50㎡（アパートなど一戸建以外の貸家住宅は一区画が40㎡）以上280㎡以下であること（区分所有家屋は、あん分した共用部分の床面積を含めて判定します。）。

区 分	減額される期間
一般住宅 (下記以外の住宅)	新築後3年度分
3階建以上の準耐火・ 耐火構造の住宅	新築後5年度分

●認定長期優良住宅に対する減額措置

平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に上記「新築住宅に対する減額措置」の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、申告により、居住部分（120㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の2分の1が右の期間減額されます（上記「新築住宅に対する減額措置」より2年度分長く減額されます。）。

区 分	減額される期間
一般住宅 (下記以外の住宅)	新築後5年度分
3階建以上の準耐火・ 耐火構造の住宅	新築後7年度分

●耐震改修を行った住宅に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた一定の住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分（120㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の2分の1が右の期間減額されます。

耐震改修を行った年月日	減額される期間
平成25年1月1日から 令和6年3月31日まで	工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度から1年度分

※ 対象となる住宅のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適合建築物の改修に該当するものについては、減額される期間が2年度分となります。

●耐震改修を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた一定の住宅で、認定長期優良住宅の認定を受けて現行の耐震基準に適合する改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分（120㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の3分の2が右の期間減額されます。

耐震改修を行った年月日	減額される期間
平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度から1年度分

※ 対象となる住宅のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適合建築物の改修に該当するものについては、減額される期間が2年度分（1年度目は3分の2、2年度目は2分の1の減額）となります。

●バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置

新築された日から10年以上を経過した一定の住宅で、法令で定められたバリアフリー改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分(100㎡相当分まで)に対する固定資産税の税額の3分の1が右の期間減額されます。

バリアフリー改修を行った年月日	減額される期間
平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで	工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度から1年度分

●省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

平成26年4月1日以前に建てられた一定の住宅で、法令で定められた省エネ改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分(120㎡相当分まで)に対する固定資産税の税額の3分の1が右の期間減額されます。

省エネ改修を行った年月日	減額される期間
令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度から1年度分

●省エネ改修工事を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

平成26年4月1日以前に建てられた一定の住宅で、認定長期優良住宅の認定を受けて法令で定められた省エネ改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分(120㎡相当分まで)に対する固定資産税の税額の3分の2が右の期間減額されます。

省エネ改修を行った年月日	減額される期間
令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度から1年度分

申告方法など、詳しくは家屋の所在する区を担当する市税事務所
資産税課家屋係・市税分室資産税家屋担当へお問い合わせください。

■償却資産に対する課税

償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)の資産の状況などを申告してください。この申告を基に、固定資産評価基準により、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

申告が必要な資産は、耐用年数が1年以上、かつ、取得価額(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産です。

なお、申告にはインターネットを利用した「eLTAX(エルタックス)」のご利用が便利です(48ページ参照)。

【前年中に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

【前年前に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

減価率……耐用年数に応じた減価率が固定資産評価基準に定められています。

申告期限…毎年1月31日
(土・日・祝日にあたる場合は翌開庁日)
申告先…かわさき市税事務所資産税課
償却資産担当

■土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者の方は、固定資産の価格などを記載した土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を無料でご覧になることができます。

これにより、所有している土地・家屋のほか、同一区内の土地・家屋の価格も確認することができます(ただし、土地のみを所有している方は家屋の帳簿を、家屋のみを所有している方は土地の帳簿をご覧になることができません)。

縦覧期間は毎年4月1日から第1期の納期限までの間です(土曜日、日曜日、祝日を除く)。

なお、縦覧に来られる際には、ご本人であることを確認できる書類(62ページの「証明書と閲覧」の項目の本人確認書類と同様)をお持ちください(代理人の場合は委任状も必要です)。

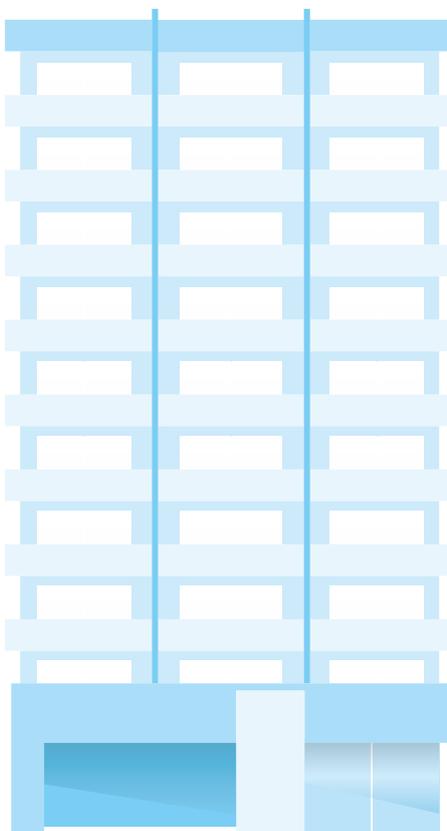
■納付の方法

固定資産税は、納税通知書により4月、7月、12月、翌年2月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの納期限までに納めていただきます。

【分譲マンションなどの区分所有家屋の敷地をお持ちの場合】

区分所有家屋の区分所有者の全員によって共有されている土地で、次に該当する場合は、各共有者の土地の持分の割合などに応じた税額を個々に納めていただきます。

1. 各区分所有者の専有部分の床面積の割合と土地の持分の割合が一致する場合
2. 上記「1」の割合は一致しないが、共有者の全員の合意により分割割合を定め、申出書を市長宛てに提出し認められた場合



都市計画税

都市計画税は、下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

令和5年度予算では、対象事業の事業費約380億円に対して、都市計画税収約281億円を充当しています。

■納税義務者

都市計画税の納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、土地・家屋を所有する方で、固定資産税において所有者とされている方です。

■課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地・家屋です（償却資産は課税の対象にはなりません）。

■課税標準額

固定資産の価格が原則として都市計画税の課税標準額となります。

また、固定資産税で適用された課税標準の特例などについては一部のものを除き適用されます。なお、課税標準の特例などが適用される場合は、それらの適用後の額が課税標準額となります。

■税額の算出

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)} = \text{税額}$$

■免税点

固定資産税が免税点未満のものには課税されません。

■土地の特例措置

都市計画税でも、固定資産税と同様に次のような特例措置が適用されます。

●住宅用地・市街化区域農地に対する課税標準の特例

小規模住宅用地	価格の3分の1
一般住宅用地	価格の3分の2
市街化区域農地	価格の3分の2

※ 被災住宅用地に対する特例と税負担の調整措置については、固定資産税と同様です。



■納付の方法

都市計画税は、4月、7月、12月、翌年2月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの納期限までに固定資産税（土地・家屋）と併せて、同一の納税通知書により納めていただきます。

■「わがまち特例」による固定資産税及び都市計画税の特例措置について

平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

※ 右表は、令和5年3月時点での法律案等により作成しています。川崎市における各特例の割合等の詳細については、川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038964.html>）にて掲載しています。

特例措置対象資産		税目
1	家庭的保育事業実施施設	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
2	居宅訪問型保育事業実施施設	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
3	事業所内保育事業実施施設	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
4	汚水又は廃液の処理施設	固定資産税(償却資産)
5	下水道除害施設	固定資産税(償却資産)
6	都市再生緊急整備地域の公共施設等 特定都市再生緊急整備地域の公共施設等	固定資産税(家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)
7	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光(自家消費型)、風力、水力、地熱、バイオマス) ※資産ごとに規模(出力)要件があります。	固定資産税(償却資産)
8	浸水防止用設備	固定資産税(償却資産)
9	特定事業所内保育施設*	固定資産税(土地・家屋・償却資産) 都市計画税(土地・家屋)
10	市民緑地	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)
11	浸水被害軽減地区	固定資産税(土地) 都市計画税(土地)
12	雨水貯留浸透施設	固定資産税(償却資産)
13	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	固定資産税(家屋)

* 9については事業所内保育事業と同じ業務を目的とする認可外保育施設のうち政府の補助を受けて保育サービスを提供する施設です。

■中小事業者等が新規取得した生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る償却資産の課税標準の特例措置

中小事業者等が「川崎市導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準が1/2になります。

さらに、「先端設備等導入計画」に従業員へ一定の賃上げ方針の表明を記載した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は5年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は4年度分に限り、固定資産税の課税標準が1/3になります。

■大規模修繕を実施したマンションに対する固定資産税の減額措置

マンションの長寿命化促進を図るため、大規模修繕を実施したマンションに対する固定資産税の減額措置が創設されました。

新築された日から20年以上を経過した、総戸数10戸以上の区分所有マンションで、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に2回目以降の長寿命化工事を完了しているなど一定の要件を満たしている場合、工事完了日から3か月以内の申告により、長寿命化工事完了年の翌年1月1日を賦課期日とする課税年度分から1年度分に限り、居住部分(あん分した共用部分の床面積を含めて100㎡相当分まで)の建物部分の固定資産税額が減額されます。



固定資産税・都市計画税

☆固定資産の評価替えとは？

Q 固定資産の評価替えとは何ですか。

A 固定資産の評価替えとは、地方税法で定められた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度（令和3年度が基準年度）に土地・家屋の評価を見直すことをいいます。膨大な量の土地・家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることなどから、3年ごとに評価を見直す制度がとられているところです。

原則として価格は3年間据え置かれますが、地価が下落し、価格を据え置くことが適当でないと認められる地域の土地については、令和4年度(第二年度)又は令和5年度(第三年度)においても、基準年度の価格にその下落状況を反映させる修正を加えて、評価の適正化・均衡化を図ります。

☆年の途中で土地の売買があった場合は？

Q わたしは、令和4年10月に自己所有地の売買契約を締結し、令和5年2月には買主への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税・都市計画税は誰に課税されますか。

A 地方税法の規定に基づき、土地については毎年1月1日（賦課期日）現在、土地の登記簿に所有者として登記されている人に対し、当該年度分の固定資産税・都市計画税を課税します。したがって、令和5年度の固定資産税・都市計画税はあなたに課税されます。



☆住宅の税額が急に上がったのは？

Q 令和5年度固定資産税・都市計画税の納税通知書が届きましたが、家屋の固定資産税については昨年度に比べ約2倍の税額でした。計算違いではないでしょうか。

なお、家屋は令和元年11月に建築した木造住宅(2階建)で、広さは約90㎡です。

A あなたの家屋に対する固定資産税の税額は、新築住宅減額措置により令和2年度から3年間2分の1とされていましたが、令和4年度をもってその適用期間が満了しましたので、今年度の税額となりました。

なお、納税通知書に添付している課税明細書には、減額適用期間が満了したことを記載していますのでご確認ください。



固定資産税・都市計画税

☆住宅及び住宅用地の税額の計算は？

Q わたしの所有している土地は189㎡で、専用住宅が1戸建っています。その場合の令和5年度の固定資産税・都市計画税の税額はいくらになるのか教えてください。

A あなたが所有している土地の場合は、小規模住宅用地（200㎡まで）に該当しますので、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。

次の評価があったとして税額を計算してみます。

[令和4年度の土地の課税標準額]	固定資産税	5,800,000円
	都市計画税	13,900,000円
[令和5年度の土地の価格]		41,400,000円
[令和5年度の家屋の価格]		7,089,000円

1. 土地の課税標準額

(1) 固定資産税の課税標準額を求めます。

①負担水準

$$\text{負担水準} = 5,800,000\text{円} \div (41,400,000\text{円} \times 1 / 6 [\text{特例率}]) \div 0.840$$

②負担水準が「100%未満」であるため、令和4年度課税標準額に「令和5年度価格×特例率×5%」を加えます。

$$\text{課税標準額} = 5,800,000\text{円} + 345,000\text{円} = 6,145,000\text{円}$$

したがって、令和5年度の固定資産税の課税標準額は、6,145,000円となります。

(2) 都市計画税の課税標準額を求めます。

①負担水準

$$\text{負担水準} = 13,900,000\text{円} \div (41,400,000\text{円} \times 1 / 3 [\text{特例率}]) \div 1.007$$

②負担水準が「100%以上」であるため、令和5年度価格×特例率まで課税標準額を引き下げます。

$$\text{課税標準額} = 41,400,000\text{円} \times 1 / 3 = 13,800,000\text{円}$$

したがって、令和5年度の都市計画税の課税標準額は、13,800,000円となります。

2. 家屋の課税標準額

固定資産税・都市計画税ともに、価格が課税標準額となります。 7,089,000円

3. 固定資産税・都市計画税の税額

$$\begin{aligned} \text{固定資産税} \cdots \cdots (6,145,000\text{円} + 7,089,000\text{円}) \times 1.4\% [\text{税率}] &= 185,276\text{円} \\ &\Rightarrow 185,200\text{円} (100\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{都市計画税} \cdots \cdots (13,800,000\text{円} + 7,089,000\text{円}) \times 0.3\% [\text{税率}] &= 62,667\text{円} \\ &\Rightarrow 62,600\text{円} (100\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

したがって、令和5年度の固定資産税・都市計画税の税額は、
185,200円 + 62,600円 = 247,800円 となります。

軽自動車税

■軽自動車税(種別割)

毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人に課される税です(月割りはありません)。

ただし、所有権留保付割賦販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

※ 軽自動車に属する被けん引車は、車輪数に応じて税率が異なります。

■税 率(年税額)

●3輪・4輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載されている「初度検査年月」*1に応じた税率が適用されますが、環境負荷の大きさにより軽課又は重課の特例措置がとられています。

*1 「初度検査年月」は初めて車両番号の指定を受けた年月を示す項目です。(44ページ図1参照)

表1

初度検査年月			平成27年4月以降	平成22年4月～ 平成27年3月	平成22年3月以前 (重課)
3輪			3,900円	3,100円	4,600円
4輪 以上	乗用	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	貨物	営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

【重課(環境負荷の大きい車両に対する特例措置)】

初度検査年月から13年を経過した車両は重課後税率(表1右)が適用されます。

(動力源又は燃料機関の燃料が電気等の車両及び被けん引車は除きます。)

【軽課(環境負荷の小さい車両に対する特例措置：グリーン化特例)】

表2の要件を満たす車両は、令和5年度の1年分に限り、軽課後税率が適用されます。

表2

初度検査年月		令和4年4月～令和5年3月			
車種 (排出ガス基準)		ガソリン車・ハイブリッド車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)		電気軽自動車 天然ガス軽自動車 平成21年排出ガス基準 NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス基準適合	
燃費基準		令和12年度燃費基準 70%達成車かつ 令和2年度燃費基準 達成車	令和12年度燃費基準 90%達成車かつ 令和2年度燃費基準 達成車		
車両区分	3輪*2		3,000円	2,000円	1,000円
	4輪以上 乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用			2,700円
	4輪以上 貨物	営業用	グリーン化特例の対象外		1,000円
自家用				1,300円	

*2 3輪の軽自動車は、自動車検査証の「用途」欄に記載されている「乗用」又は「貨物用」の区分と、適用される燃費基準の達成割合に応じて税率を軽減します。

表3

車両区分	税率	総排気量	定格出力
原動機付自転車	2,000円	50cc以下	0.6kw以下
	2,000円	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下
	2,400円	90cc超125cc以下	0.8kw超1.0kw以下
ミニカー（3輪以上）*3	3,700円	20cc超50cc以下	0.25kw超0.6kw以下
軽2輪車（側車付を含む）	3,600円	125cc超250cc以下	
2輪の小型自動車	6,000円	250cc超	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円	
	その他	5,900円	
その他（スノーモービル等）	3,600円		

*3 次のいずれかの場合、ミニカーには該当しません。

- ・車室を備えず、かつ輪距が50cm以下のもの
- ・側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が50cm以下の3輪のもの

■申告

取得した場合又は申告事項に異動があった場合は15日以内、廃車又は譲渡した場合は30日以内に申告してください。

〈申告先〉

区分	申告先	所在地・連絡先
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税事務所市民税課管理係 市税分室管理担当*4	所在地は76ページ、直通電話番号は67ページを参照してください。
2輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のもの) 2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	関東運輸局神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所	川崎区塩浜3丁目24番1号 電話 050-5540-2036 FAX 044-276-0204
3輪・4輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所	横浜市都筑区佐江戸町字宮田770番1 電話 050-3816-3118 FAX 045-532-8072

*4 原動機付自転車と小型特殊自動車の手続は、どの市税事務所・市税分室でも行えます。

※ 盗難にあった場合は、警察署及び担当窓口へ届け出て手続をしてください。手続をされないと税が課されることがあります。

申告には、次の書類等と、届出をされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要です。

〈申告に必要な書類等〉

区分	書類等
原動機付自転車 小型特殊自動車	購入 販売証明書、住所を証明するもの
	譲受 譲渡証明書、廃車申告受付書〔廃車申告をしていない場合は標識（ナンバープレート）と標識交付証明書〕、住所を証明するもの
	廃車 標識（ナンバープレート）、標識交付証明書、軽自動車税（種別割）の領収証書

※ 2輪の軽自動車・2輪の小型自動車及び3輪・4輪以上の軽自動車については、上記〈申告先〉へお問い合わせください。

市民生活と市税

市税のあらまし
(軽自動車税)

市税の納付

市税の証明書

税についての相談

市税の窓口

国税のあらまし

県税のあらまし

市税事務所・市税分室などの所在一覧

■納付の方法と納付期限

納税通知書により納期限までに納めていただきます。

■自賠責保険(共済)

250cc以下のバイクにも自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)又は自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)への加入が法律で義務付けられています。損害保険会社、代理店(バイク店、自転車店、農協、郵便局、一部コンビニなど)でお申し込みください。

自賠責保険(共済)の補償は他人を死傷させるなどの人身事故に限られます。



■特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものは、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)と定義されました。令和6年度から、新たな区分として課税されます。

- ・原動機の定格出力が0.6kw以下であること
- ・長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
- ・最高速度が20km/h以下であること

■軽自動車税(環境性能割)

3輪・4輪以上の軽自動車(新車・中古車は問いません)を取得した場合、取得価格に表4に示す税率を乗じた額が課税されます。取得価格が50万円を超えるものに限られます。

当分の間、神奈川県が賦課徴収を行います。

表4

区 分		税率		
		自家用	営業用	
乗 用 車	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合、又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%以上低減)	非課税	非課税	
	ガソリン車、 ハイブリッド車 【排出ガス基準】 (★★★★)*5	令和12年度燃費基準75%以上達成*6	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%以上達成*6		
		令和12年度燃費基準55%以上達成	2%	1%
ガソリン車・ハイブリッド車 上記以外		2%	2%	
ト ラ ク ク	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合、又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%以上低減)	非課税	非課税	
	ガソリン車、 ハイブリッド車 【排出ガス基準】 (★★★★)*5	平成27年度燃費基準+25%以上達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+20%以上達成		
		平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%
ガソリン車・ハイブリッド車 上記以外		2%	2%	

*5 (★★★★)は、平成30年排出ガス基準適合かつNOx50%以上低減、又は平成17年排出ガス基準適合かつNOx75%以上低減達成車を表します。

*6 これらのうち、令和2年度燃費基準以上の車両に限定されます。

※ 表4は、令和5年12月末までの税率区分となります。

環境性能割について詳しいことは、神奈川県ホームページでご案内しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b015/index.html>



軽自動車税(種別割)

☆転入の際の原付バイクの手続は？

Q わたしは、原付バイクを所有していますが、この度、横浜市から川崎市へ引っ越してきました。何か手続が必要なのでしょうか。

A 軽自動車税(種別割)は、軽自動車等の定置場がある市町村で課税されます。

したがって、川崎市で引き続き原付バイクを使用する場合は、横浜市のナンバープレートははずして返却(廃車)した後、川崎市で登録の申告をして、新しいナンバープレートの交付を受けなければなりません。

なお、横浜市で廃車の手続を行っていない場合には、登録の申告の際に横浜市のナンバープレート、標識交付証明書が必要になります。



☆原付バイクを廃車した場合の税金は？

Q わたしは、原付バイクを4月27日に廃車しましたが、5月になって軽自動車税(種別割)の納税通知書が送られてきました。現在はバイクを所有していませんが、これは納めなければならないのでしょうか。もし納めなければならないとしても、全額納めなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税(種別割)は、4月1日(賦課期日)に原動機付自転車(原付バイク)、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している方に年額で課税されます。

したがって、あなたの場合は、4月1日に原付バイクを所有していたので、4月27日に廃車をしても、1年分の軽自動車税(種別割)を全額納めていただくことになります。

なお、原付バイクを廃車した場合は、市税事務所・市税分室で、必ず手続をしてください。

氏名		〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇		
交付	令和〇〇年〇〇月〇〇日 012345		
	〇〇〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日まで有効		
免許の 条件等	〇〇〇	運転 免許 証	
	〇〇〇〇〇〇〇〇		
番号	第 123456789000 号		
二種	令和〇〇年〇〇月〇〇日	種	
種	令和〇〇年〇〇月〇〇日	類	
三	令和〇〇年〇〇月〇〇日	類	
		〇〇〇	委員会

軽自動車税(種別割)

☆軽自動車税(種別割)の税額が急に上がったのは？

Q 令和5年度軽自動車税(種別割)の納税通知書が届きました。昨年度の税額は7,200円でしたが、今年度の税額は12,900円でした。なぜ急に税額が上がったのでしょうか。

なお、軽自動車(4輪の乗用自家用軽自動車)は平成21年6月頃から所有しています。

A あなたが所有する軽自動車は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過(自動車検査証の「初度検査年月」に「平成21年6月」と記載)したことから、環境負荷の大きい車両に対する特例措置の対象となったため、令和5年度から税額を変更しています。

なお、納税通知書にもその旨を記載し、個別にお知らせしていますのでご確認ください。

図1

見本

番号 〇〇〇〇		自動車検査証		軽自動車検査協会	
車両番号	受付年月日	初度検査年月	自動車の種別	車種	用途
川崎 50 あ 〇〇〇〇	平成 21年 6月15日	平成 21年6月	軽自動車	乗用	自家用
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
XYZ-1234567	4人	- Kg	730 Kg	950 Kg	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重
				338cm	145cm
				152cm	
				型式指定番号	類別区分番号

「初度検査年月」は、自動車検査証のこの箇所をご確認ください。

☆新車を購入した場合の軽自動車税(種別割)はいくら？

Q 次の軽自動車を令和4年6月に新車で購入した場合、軽自動車税(種別割)はいくらになるのか教えてください。

4輪の乗用営業用軽自動車(ガソリン車)
 初度検査年月 「令和4年6月」
 排出ガス基準 平成17年排出ガス基準75%低減達成車
 燃費性能 令和12年度燃費基準90%達成かつ
 令和2年度燃費基準達成車

A 上記の車両に係る軽自動車税(種別割)の税額は次のようになります。

- 令和5年度……3,500円(40ページ表2参照)
 初度検査年月が平成27年4月以後で一定の燃費性能などを満たし、環境負荷の小さい車両に対する特例措置(軽課)の対象ですので、令和5年度の税額は、3,500円となります。
- 令和6年度～令和17年度……6,900円(40ページ表1参照)
 令和6年度から令和17年度の税額は、6,900円となります。
- 令和18年度以後……8,200円(40ページ表1参照)
 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過したことから、環境負荷の大きい車両に対する特例措置(重課)の対象となり、令和18年度以後の税額は、8,200円となります。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」といいます。）が市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数に応じて課される税です。

たばこの小売価格には、たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担するのは、たばこを購入した消費者です。

■税率

1,000本につき6,552円

■申告と納付の方法

卸売販売業者等が毎月の売渡分を翌月末日までに申告し納付します。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

市たばこ税は、川崎市内でたばこが買われた場合に、川崎市の収入になります。

たばこ1箱(20本入り580円の場合)の内訳*



市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
(国の)たばこ税	136.04円
たばこ特別税	16.40円
消費税・地方消費税	52.73円
原材料費等	222.39円

* 令和4年10月1日時点

■加熱式たばこの課税方式の見直しについて

●平成30年10月1日から、加熱式たばこの課税方式が見直されました

平成30年度税制改正により、平成30年10月1日以降、加熱式たばこは「重量」と「価格」により課税される方式となり、平成30年から令和4年までの5年間をかけて新方式へ段階的に移行されました。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対して課される目的税で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることとされています。

■入湯税を納める人

鉱泉浴場に入湯する入湯客

■税 率

入湯客1人1日につき150円

ただし、次の場合には入湯税が免除されます。

1. 満12歳未満の方
2. 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する場合
3. 利用料金1,400円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)以下で入湯する場合
利用料金とは、入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該施設の利用に関して支払われるべき料金をいいます。
4. その他市長が認めるもの

■申告と納入の方法

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、鉱泉浴場に入湯する入湯客から入浴料金と併せて入湯税を徴収し、毎月の徴収分を翌月末日までに申告し納入します。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係



事業所税

事業所税は、市内の事業所等で法人や個人が行う事業に対して課される目的税で、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てることとされています。

事業所税は、「資産割」と「従業者割」に分類されます。

■納税義務者

事業所等で事業を行う法人又は個人

■税 率

事業所税額 = 資産割額（課税標準×税率） + 従業者割額（課税標準×税率）

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	課税標準の算定期間 ^{*1} の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
免 税 点 ^{*2}	市内の事業所床面積（非課税床面積を除く。）の合計が1,000㎡以下	市内の従業者数（非課税適用者を除く。）の合計が100人以下
税 率	事業所床面積 1 ㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25

*1 「課税標準の算定期間」とは、法人の場合は事業年度、個人の場合は1月1日から12月31日までの期間をいいます。

*2 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割とでそれぞれ別個に行い、いずれかが免税点を超える場合は、その超えた一方のみ課税されます。なお、免税点以下となる場合でも、前課税標準の算定期間について納付すべき税額があった場合又は事業所床面積の合計が800㎡を超える場合若しくは従業者数の合計が80人を超える場合には申告の必要があります。

■申告と納付の方法

種 類	内 容	申告・納付の期限
申 告 納 付	納税義務者である事業者が税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることとなります（免税点以下となる場合は、納付の必要はありません。）。	法人の場合は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内、個人の場合は翌年3月15日まで
新設廃止申告	事業所等を新設又は廃止した場合は、新設廃止申告書の提出が必要です。	新設又は廃止の日の翌日から30日以内
貸 付 申 告	新たに事業所用家屋の貸付けを行った場合又は申告した内容に変更があった場合は、事業所用家屋の貸付申告書の提出が必要です。	貸付けを行った日又は変更があった日の翌月末日まで

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●インターネットを利用した電子申告など

申告書や各種申請・届出の提出に際して、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「e L T A X (エルタックス)」をご利用になると、提出先へ持参又は郵送するなどの負担が軽減されます。

詳しくは、次ページの「e L T A Xのご案内」をご覧ください。

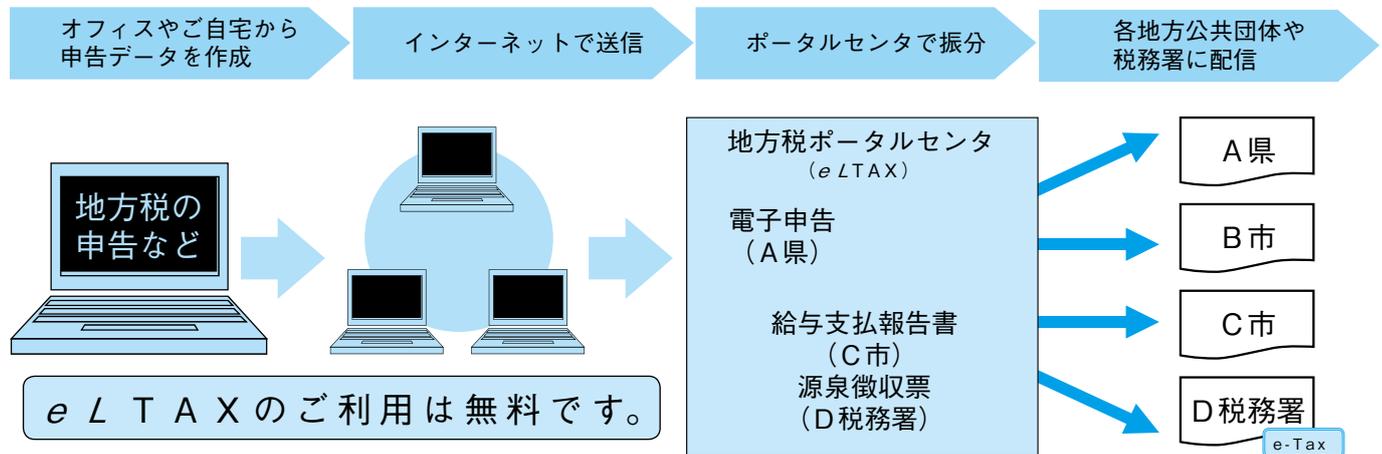
eLTAXのご案内



地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」は、地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。

eLTAXのサービスをご利用になると、給与支払報告書の提出や法人市民税の申告、納付（一部の税目に限ります。）など、地方税に関する手続をオフィスやご自宅で行えます。

簡単で便利なeLTAXを、ぜひご利用ください。



eLTAXのご利用は無料です。

こんなメリットがあります！

- ・混雑する窓口に出かけたり、郵送したりといった手間をかけることなく、オフィスやご自宅からインターネットを利用して簡単に申告、納税ができます。
- ・複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- ・eLTAX用ソフト『PCdesk』で申告書を簡単に作成できます。
- ・市販の税務会計ソフトで作成したデータを利用できます(eLTAX対応ソフトに限ります。)
- ・『PCdesk』を利用し、給与や公的年金等の支払報告書と源泉徴収票の申告データを同時に作成し、eLTAXに一括送信することで、各地方公共団体及び所轄税務署に提出できます。
- ・複数の地方公共団体に対する個人住民税(特別徴収分)等の納付手続を一度の操作で電子的に行うことが可能です。eLTAXご利用の際は、ぜひ地方税共通納税システムもご利用ください。

利用可能な地方公共団体と川崎市のサービス提供状況

- ・eLTAXの申告手続等のサービスは、全ての地方公共団体で利用できます。利用できるサービスは地方公共団体によって異なりますので、詳しくはeLTAXホームページから「サービス状況」をご覧ください。
- ・川崎市では、個人市民税・県民税(特別徴収)*、法人市民税、固定資産税(償却資産)及び事業所税に係る申告手続等のサービスを提供しています。
 - * 給与支払報告書は特別徴収分・普通徴収分ともに提出が可能です。
 - * 個人の方による市民税・県民税申告は対象外です。

ご利用開始の手続、お問合せなど、詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXのご利用時間 8:30~24:00 (月~金曜日 及び 毎月最終土曜日と翌日の日曜日)

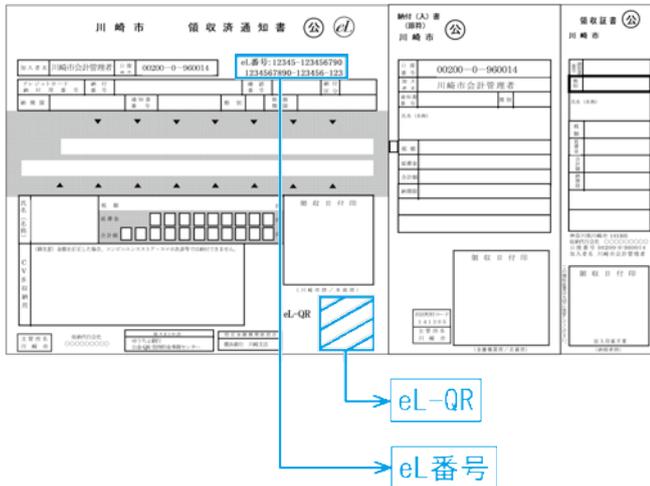
※ ただし、祝日と年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

※ 繁忙期等については、上記の利用時間に限らずご利用いただける場合があります。

市税の納付

市税は、定められた期間内に納税者の皆様に自主的に納めていただきます。
令和5年度から市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）について、新たにeL-QR（QRコード）又はeL番号を利用した納付が可能になりました。

〔eL-QR、eL番号に対応した納付書のイメージ図〕



※ 左図は令和5年6月1日現在のものです、変更になる場合があります。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ eL-QR、eL番号を利用した納付については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

納めるところと納めかた

市税は、川崎市が指定した金融機関等の窓口で納めることができます。

個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）は、口座振替、キャッシュレス決済（インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ、インターネットを利用したクレジットカード納付）がご利用になれます。

また、個人の市民税・県民税（特別徴収分・退職所得分）、法人の市民税、事業所税は、地方税共通納税システムがご利用いただけます。

■金融機関等の窓口での納付（令和5年6月1日現在）

納付書をお持ちの上、次の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

1. 川崎市が指定する次の金融機関の本店又は全国の各支店

銀行……横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・静岡・群馬

信託銀行……三井住友・みずほ

信用金庫……川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

信用組合……神奈川県医師・横浜幸銀・ハナ

その他……セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

※ eL-QRが印刷された納付書については、上記に加え、eL-QRに対応している金融機関でも納付できます。対応する金融機関については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

【「地方税お支払サイト」 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>】

2. ゆうちょ銀行、郵便局

神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行・郵便局

※ eL-QRが印刷された納付書については、上記に加え、全国のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。

3. 次のコンビニエンスストアの全国各店舗*1（令和5年6月1日現在）

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ
デイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナー
ショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

- ※ コンビニエンスストアで納める場合は、領収証書に加えてレシートも受け取り、大切に保管してください。
- ※ 納めることができる金融機関やコンビニエンスストアは変更になる場合があります。
- *1・バーコードが印刷されている納付書を使用して納められます。
 - ・バーコードが読み取れない場合や印刷されていない場合、又は金額が訂正されている場合は、納められません。
 - ・コンビニエンスストアで納める場合は取扱期限までに納めてください。

- ・市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の納付書については、一枚ずつ切り離した状態でお送りしています。納付する期別（納期限）をご確認の上、ご使用ください。
- ・「全期分」納付書が同封されている場合には通知しました税額をまとめて1回で納められます。このとき「期別分」納付書を併せて使用しないようご注意ください。
- ・軽自動車税（種別割）については、領収証書と納税通知書は、切り離さずに窓口へお出しください。
- ・納付書は、機械で読み取りますので、折り曲げたり、汚したり、穴をあけたりしないでください。
- ・納付書をなくされた方は、再発行しますので各市税事務所・市税分室の窓口にお申し出ください。

■キャッシュレス決済による納付

●スマートフォン決済アプリ・インターネットバンキングによる納付

eL-QR、eL番号又はバーコードが印刷された納付書については、スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」を利用することで、コンビニエンスストアや金融機関の窓口へ行かなくてもいつでも納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリやインターネットバンキングのご利用方法等、詳細については、川崎市のホームページをご確認ください。

【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」
⇒「市税の納付」⇒「スマートフォン決済アプリによる市税の納付について」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000122193.html>



【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」
⇒「市税の納付」⇒「インターネットバンキング（モバイルレジなど）による市税の納付について」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000042627.html>



※ ご利用になれない場合は次のとおりです。再発行できる場合もありますので、市税の窓口（67ページ参照）へお問い合わせください。

- ・金額が訂正されている
- ・バーコード、eL-QRが汚れている
- ・取扱期限が過ぎている 等

●インターネットを利用したクレジットカード納付

令和5年4月から全国運用として新たに開設された「地方税お支払サイト」を利用して、納付できます。これまでの「川崎市税 納付サイト」はご利用になれません。（従来のクレジットカード納付用番号（納付番号・確認番号）は使用できません。）

ご利用方法については、川崎市のホームページ「インターネットを利用した市税のクレジットカード納付」でご確認ください。

【地方税お支払サイト】

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※「地方税お支払サイト」は地方税共同機構が提供するサイトです。



【川崎市ホームページ】

「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」

⇒「市税の納付」

⇒「インターネットを利用した市税のクレジットカード納付」

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000092787.html>



～キャッシュレス決済による納付の利用上の注意～

- ・口座振替のように、1度の手続きで継続的に納付できるものではありません。
- ・納付手続きの完了後は取り消すことができません。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。
- ・金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口で、アプリやクレジットカードを提示しての納付はできません。
- ・インターネットの利用には、別途通信料が発生する場合があります。
- ・軽自動車税(種別割)を納付される方へ

車検用の納税証明書は、キャッシュレス決済による納付の手続きを納期限の令和5年5月31日までに済ませた方に限り、6月下旬に発送します。

すぐに納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

- ・納税証明書を請求される方へ

キャッシュレス決済による納付手続きを行った場合は、納付確認に2～3週間程度要するため、納付後すぐに納税証明書を発行することができません。納付後すぐに納税証明書が必要な方は、各市税事務所・市税分室の窓口で納付して納税証明書の請求をしていただくか、金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付した領収証書をお持ちの上、各市税事務所・市税分室の窓口及び区役所・支所市税証明発行コーナーで納税証明書の請求をしてください。

<納付方法の比較>

納付方法	キャッシュレス決済による納付			金融機関等
	スマートフォン決済アプリ	インターネットバンキング	インターネットを利用したクレジットカード納付	
領収証書の発行	なし	なし	なし	あり
利用料	なし	なし	納付金額に応じて、システム利用料がかかります。	なし
アプリのダウンロード	必要	不要 ※モバイルレジについては、サイトを利用の場合	不要	不要
アカウント登録	必要	不要	不要	不要
注意事項	ご利用方法はアプリにより異なります。お使いのアプリのホームページ等をご確認ください。	事前に金融機関とインターネットバンキングの契約が必要になります。モバイルレジアプリの利用も可能です。	「川崎市税 納付サイト」はご利用になれません。(従来のクレジットカード納付用番号(納付番号・確認番号)は使用できません。)	領収証書は(コンビニの場合はレシートも合わせて)必ず受け取ってください。

■地方税共通納税システムによる納付

eLTAXを利用することにより、自宅やオフィスからインターネット経由などで、電子的に納付を行うことができます。従来のように金融機関の窓口まで出向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるというメリットがあります。

●利用可能な市税の種類

- ・市民税・県民税(特別徴収分・退職所得分)
- ・法人市民税
- ・事業所税

●利用可能な納付手続

地方税共通納税システムを利用した納付手続には、インターネットバンキング、ATM(Pay-easy(ペイジー)対応のものに限ります。)、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関を指定して納付する方法)、クレジットカード納付の4つの方法があります。

※ ご利用の手続、お問合せなど、詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

～上記市税における地方税共通納税システム利用にあたっての注意事項～

- ・地方税共通納税システムで納められた場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納めてください。
- ・納付の確認は、インターネットバンキング等の取引明細(出入金明細)でご確認ください。
- ・地方税共通納税システムで納めた後、10日前後で納税証明書を取得したい場合は、納付の際に発行された納付情報(納付番号・確認番号・納付区分)をお持ちの上、各市税事務所・市税分室の窓口で請求をしてください。

■口座振替納付

金融機関などへ納付に行かなくても、定められた納期ごとに、ご指定の金融機関の口座から自動的に引き落とし、納付されるのが口座振替制度です。通常は、一度お申し込みいただくと翌年度以降も継続されます。口座振替をご利用される方には、納付書のない納税通知書を送付します。

インターネット、取扱金融機関、市税事務所・市税分室の窓口でお申し込みいただけます。

●ご利用いただける市税の種類

- ・市民税・県民税(普通徴収)・・・・・・・・①
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)・・・②
- ・固定資産税(償却資産)・・・・・・・・③
- ・軽自動車税(種別割)・・・・・・・・④



●振替について

- ・振替方法は、期別納付と全期納付(最初の納期の末日に、その納期分と後の全ての納期分を一括納付する方法です。)のいずれかを選択できます。
- ・振替日は、原則として各期別の納期の末日になります。ただし、全期納付の場合は第1期の納期の末日になります(振替日が土曜日、日曜日又は祝日など金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります)。

※これまで、各市税の最終納期経過後(全期納付の場合は振替月の翌月)に送付していた「川崎市市税口座振替領収のお知らせ」については省資源化及び経費節減の観点から、上記①～③の税は、令和3年度をもちまして送付を終了しました。上記④の税については、令和4年度をもちまして送付を終了しましたが、継続検査(車検)対象の車両で滞納がないものについては、引き続き「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を送付します。

●インターネットでのお申込み(Web口座振替受付サービス)

パソコン、スマートフォン、タブレット端末などを利用して、インターネットから市税の口座振替をお申し込みいただけます。納税通知書、キャッシュカード、預貯金通帳等をご用意ください。

※金融機関ごとに利用対象者、申込みの際に必要な情報、サービス利用時間が異なります。詳しくは川崎市のホームページの「対象科目及び取扱金融機関一覧」をご覧ください。

【川崎市ホームページ】

「暮らし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「Web口座振替受付サービス」

<https://www.city.kawasaki.jp/760/page/0000127041.html>

ご利用いただける金融機関は、次のとおりです。

【銀行】横浜・りそな・三井住友・みずほ・三菱UFJ・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・群馬・ゆうちょ

【信用金庫】川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜

【信用組合】神奈川県医師

【その他】セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

●取扱金融機関でのお申込み

川崎市が指定した金融機関の本店又は全国の各支店(49ページ参照。ただし、当面の間、静岡銀行を除く。)の窓口でお申し込みいただけます。

※三井住友信託銀行につきましては、令和5年11月の口座振替をもちまして口座振替の取扱を終了しますので、お申込みの際にはご注意ください。

納税通知書と預貯金通帳・届出印を用意して、預貯金口座のある金融機関の窓口へ直接お申し込みください。ご利用いただける口座は、普通預金、当座預金、納税準備預金及び通常貯金です(申込書は川崎市内に所在する取扱金融機関店舗、各市税事務所・市税分室に備えています。)

〈インターネット及び取扱金融機関での申込期限と振替日について〉

税目		振替開始希望期別	令和5年度第2期分から	令和5年度第3期分から	令和5年度第4期分から	令和6年度第1期分から ／全期納付
市民税・県民税 (普通徴収)	申込期限		令和5年7月20日まで	令和5年9月20日まで	令和5年12月20日まで	令和6年5月20日まで
	(振替日)		(令和5年8月末日)	(令和5年10月末日)	(令和6年1月末日)	(令和6年6月末日)
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 固定資産税 (償却資産)	申込期限		令和5年度第2期分からの申込みには間に合いません。	令和5年11月20日まで	令和6年1月20日まで	令和6年3月20日まで
	(振替日)			(令和5年12月末日)	(令和6年2月末日)	(令和6年4月末日)
軽自動車税 (種別割)	申込期限		令和5年度分のお申込みには間に合いません。			令和6年4月20日まで
	(振替日)					(令和6年5月末日)

- ・ 申込期限日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日までにお申し込みください。
- ・ 申込期限を過ぎている場合は窓口で納めていただき、次の納期分からの開始としていただきますようお願いいたします。

●市税事務所・市税分室でのお申込み(ペイジー口座振替受付サービス)

市税事務所・市税分室の窓口で、専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力いただくことで、市税の口座振替をお申し込みいただけます。納税通知書、キャッシュカードをご用意ください。

ご利用いただける金融機関は、次のとおりです。ただし、代理人カード、生体認証ICカードなど一部お取り扱いできないカードがありますので、利用可否については各金融機関にお問い合わせください。

【銀行】横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・きらぼし・ゆうちょ

【信用金庫】川崎・世田谷・芝・横浜

【その他】セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫

〈市税事務所・市税分室での申込期限と振替日について〉

税目		振替開始希望期別	令和5年度第2期分から	令和5年度第3期分から	令和5年度第4期分から	令和6年度第1期分から ／全期納付
市民税・県民税 (普通徴収)	申込期限		令和5年8月10日まで	令和5年10月10日まで	令和6年1月10日まで	令和6年6月10日まで
	(振替日)		(令和5年8月末日)	(令和5年10月末日)	(令和6年1月末日)	(令和6年6月末日)
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 固定資産税 (償却資産)	申込期限		令和5年度第2期分からの申込みには間に合いません。	令和5年12月8日まで	令和6年2月9日まで	令和6年4月10日まで
	(振替日)			(令和5年12月末日)	(令和6年2月末日)	(令和6年4月末日)
軽自動車税 (種別割)	申込期限		令和5年度分のお申込みには間に合いません。			令和6年5月10日まで
	(振替日)					(令和6年5月末日)

- ・ 申込期限を過ぎている場合は窓口で納めていただき、次の納期分からの開始としていただきますようお願いいたします。

市税納期カレンダー

〈令和5年度〉

月	個人市民税		
	普通徴収	公的年金受給者	
		1年目の方	2年目以降の方
4月			4月支給分（仮特別徴収）
5月			
6月	第1期分	第1期分（普通徴収）	6月支給分（仮特別徴収）
7月			
8月	第2期分	第2期分（普通徴収）	8月支給分（仮特別徴収）
9月			
10月	第3期分	10月支給分（特別徴収）	10月支給分（特別徴収）
11月			
12月		12月支給分（特別徴収）	12月支給分（特別徴収）
1月	第4期分		
2月		2月支給分（特別徴収）	2月支給分（特別徴収）
3月			

月	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	法人市民税	事業所税
4月	第1期分		(確定申告) 事業年度終了の日の 翌日から原則として 2か月以内	(法人に係るもの) 事業年度終了の日の 翌日から2か月以内
5月		全期分		
6月				
7月	第2期分			
8月				
9月				
10月				
12月	第3期分		(予定申告・中間申告) 事業年度開始の日以 後6か月を経過した 日から2か月以内	(個人に係るもの) 3月15日まで
1月				
2月	第4期分			
3月				

- その他
- ・市たばこ税 …… 各月売渡分を翌月末日まで
 - ・入湯税 …… 各月徴収分を翌月末日まで
 - ・個人市民税（給与所得に係る特別徴収分）・退職所得 …… 各月徴収分を翌月10日まで

※ 納期限は、特に指定がない場合、その納期の末日になります。その日が土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日にあたるときは、翌開庁日が納期限となります。

市税を滞納した場合

市税を滞納すると、市税事務所・市税分室から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めていただくことになります。

【延滞金の計算方法】 延滞金は次の計算式により算出します。

$$\left[\text{滞納税額} \times a \times \frac{A}{365} \right] + \left[\text{滞納税額} \times \beta \times \frac{B-A}{365} \right] = \text{延滞金額}$$

a …… 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合で、令和5年中は、年2.4%です。

β …… 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間の延滞金の割合で、令和5年中は、年8.7%です。

令和5年1月1日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、 a の期間にあっては延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%）に、 β の期間にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

なお、令和6年中の割合は、令和5年11月中に確定します。

A …… 納期限の翌日から1か月間の日数

B …… 納期限の翌日から納付した日までの日数

- ・滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金が不要です。
- ・滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ・算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。
- ・算出した延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

たとえば、市民税・県民税（普通徴収）の第1期分（納期限：令和5年6月30日）60,000円を滞納し、納付が令和5年10月18日になった場合は……

1. 7月1日から7月31日までの31日間の計算

$$60,000 \times \frac{2.4}{100} \times \frac{31}{365} \doteq 122.30 \Rightarrow 122 \text{円 (a)}$$

（令和5年中に a の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

8月1日から10月18日までの79日間の計算

$$60,000 \times \frac{8.7}{100} \times \frac{79}{365} \doteq 1,129.80 \Rightarrow 1,129 \text{円 (b)}$$

（令和5年中に β の割合で計算した延滞金は、1円未満切捨て）

2. (a) + (b) = 1,251円

算出した延滞金額から100円未満の端数51円の切捨てを行い、延滞金額は1,200円となります。

■「川崎市納税お知らせセンターから未納市税についてお知らせしています。」

川崎市では、納期限を経過した後も市税の納付が確認できない方に対して、本市が委託した民間事業者から、電話で納付の呼びかけや口座振替制度のご案内を行っています。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

財政局収納対策部収納対策課収納企画係
電話 044-200-2226

（川崎市ホームページ「くらし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」⇒「市税のお知らせ」⇒「その他のお知らせ」
<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000033035.html>）

更正の請求

申告納付の税目（法人市民税、事業所税等）の申告書を提出した後に、その申告した税額等が過大であったことなどを発見したときには、法定納期限から5年以内（平成23年12月1日以前に法定納期限が到来するものは1年以内）に限り更正の請求をすることができます。ただし、特定の場合は、期間経過後においても、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内に更正の請求をすることができます。

市税の減免と納税の猶予制度

■市税の減免

災害にあったときや死亡したとき、生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情があるときは、その状況に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

1. 主な減免理由

対象税目	減免理由等		減免額
個人市民税	天災（震災、風水害など）及び人為的災害（火災、交通災害など） （前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。）	納税者が所有する家屋又は家財（その方の居住に関するものに限る。）が被災した場合	被災の状況に応じて8分の1から全額まで
		納税者が死亡した場合	全額
		納税者が特別障害者となった場合	10分の9
	勤労所得者が退職又はけがや病気による休廃業などにより所得が3割以上減少した場合 （前年の合計所得金額が300万円を超える方は除く。） ※ 退職などの時期により、要件が異なる場合があります。		所得の減少の程度に応じて10分の2から全額まで
	勤労所得者が死亡した場合 （前年の合計所得金額が1千万円を超える方は除く。） ※ 事業を営む勤労所得者の場合は、その方に関する事業を廃止した場合に限る。		前年の所得に応じて10分の4から全額まで
	生活扶助を受けている場合		全額
	少額所得者の場合 （所得金額が市税条例施行規則で定める金額以下の方）		全額
学生又は生徒の場合 （市税条例施行規則に定める学生又は生徒であり、かつ、同規則に定める所得内容の方）		全額	
法人市民税	市税条例施行規則に定める公益法人等の場合		均等割額の全額

対象税目	減免理由等		減免額
固定資産税 都市計画税	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)	土地が地形を変じた場合	被災の状況に応じて10分の3から全額まで
		家屋又は償却資産が被災した場合	被災の状況に応じて10分の1から全額まで
	生活扶助を受けている場合		自己の居住部分の税額の全額
	町内会館、集会所などで一定の要件を満たす場合		全額
	医師などが所有する家屋及び償却資産を国民健康保険の診療に使う場合	診療室、待合室などの家屋	10分の5
		治療用機械器具など	10分の3
	相続税の物納の登記がされた場合		物納の登記後の、残りの納期の額
住宅建替え中の土地で一定の要件を満たす場合		非住宅用地の税額と住宅用地の税額との差額	
軽自動車税 (種別割)	公益法人等が公益のため専用する場合(リース車両を除く)		全額
	生活扶助を受けている場合		全額
	一定の障害のある方が所有する場合など(障害のある方1人につき自動車又は軽自動車等のうち、いずれか1台に限る。)		全額
事業所税	天災(震災、風水害など)及び人為的災害(火災など)		著しい損害を受けた場合は被災の状況に応じる。
	市税条例施行規則に定める施設などの場合		市税条例施行規則に定める額

●軽自動車税(環境性能割)の減免

軽自動車税(環境性能割)の減免については、神奈川県で受け付けています。

お問合せ先 神奈川県自動車税コールセンター

電話 045-973-7110 ※電話番号をご確認の上、お間違いのないようにお願いします。

利用日時 月曜～金曜(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前8時30分～午後5時15分(5月中は午後6時まで)

2. 申請書の提出

対象税目	提出先	提出期限
個人市民税	お住まいの区を担当する 市税事務所市民税課市民税係 市税分室市民税担当	最初の納期限又は減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限
固定資産税 都市計画税	資産の所在する区を担当する 市税事務所資産税課 市税分室資産税担当	最初の納期限又は減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限 ※ 原則として減免の理由が発生した日以後に納付又は納入すべき額(納付済を除く)が減免の対象です。
軽自動車税 (種別割)	市内のいずれかの 市税事務所市民税課管理係 市税分室管理担当	納期限
法人市民税 事業所税	かわさき市税事務所法人課税課諸税係	納期限

■納税の猶予制度

税金は納期限までに納めなければなりません、特別な事情等により納税が困難と認められる場合には、申請に基づいて納税が猶予される制度があります。

猶予が許可された場合、1年の範囲内で、納税者の収支状況等に応じて最も早く市税を完納することができると認められる期間に限って、分割して納税することができます。

●徴収猶予

次のような事情等により市税を一時に納税することができない場合は、申請することにより、徴収猶予が認められる場合があります。

- ・納税者が災害を受けたり、盗難にあったりしたとき
- ・納税者や生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- ・納税者がその事業を廃止や休止したとき
- ・納税者がその事業について著しい損失を受けたとき
- ・本来の納期限から1年以上経過したのち、納付すべき税額が確定したとき

●換価の猶予

市税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、一定の要件*に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

- * 納税について誠実な意思を有すると認められること、猶予を受けようとする市税以外に市税の滞納がないこと等の要件があります。

●申請先

お住まいの区を担当する市税事務所納税課・市税分室納税担当に申請してください。

市ホームページから提出書類をダウンロードして作成し、地方税共同機構のホームページからeLTAXにより申請することもできます。eLTAXについては、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

財産状況や納税が困難である事情等が分かる資料等が必要となります。

なお、書類に不備がある場合は補正をお願いすることがあるほか、申請要件を満たすことを確認するため、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

●担保の提供

猶予の申請を行う場合には、次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

- ・猶予を受けようとする金額が100万円以下のとき
- ・猶予を受ける期間が3か月以内のとき
- ・担保を提供することができない特別の事情がある場合

●猶予の取消し

許可された計画のとおり納税がない場合や新たに納付すべきこととなった市税を滞納した場合などに該当するときは、猶予が取り消されることがあります。

市税に不服があるとき

市税に関して、ご不明な点がございましたら、お住まいの区又は資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へご相談ください。

また、ご相談いただいても、なおご不明な点が解消されず、不服がある場合で、一定の要件に該当するときは、次のとおり、審査請求や審査の申出をすることができます。

■審査請求

請求事項	賦課決定処分の取消し、滞納処分の取消しなど
対象者	賦課決定、滞納処分を受けた方など
審査機関	川崎市長
請求期間	賦課決定、滞納処分があったことを知った日(納税通知書や差押調書(謄本)を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内など

■審査の申出

申出事項	固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、償却資産の価格に対する不服 ^{*1 *2}
対象者	固定資産税の納税者
審査機関	川崎市固定資産評価審査委員会
申出期間	原則として、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

- *1 土地、家屋の価格に対する審査の申出は、原則として3年に一度の基準年度にのみすることができます。ただし、基準年度以外の第二年度及び第三年度であっても、地目の変換、土地の分合筆、地価の下落、家屋の新築や増改築などがあり、価格の決定又は修正があった場合、又はそれらの事由による価格の決定又は修正を求める場合は、審査の申出をすることができます。
- *2 価格以外の事項(住宅用地の特例や新築住宅減額の適用など)は、審査請求の対象となります。

消費税及び地方消費税の税率の引上げについて

■税率の変更

消費税及び地方消費税の税率について、次のとおり引き上げられました。

消費税及び地方消費税の税率の変更				
区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 令和元年9月30日まで	令和元年10月1日以降(現行)	
			標準税率	軽減税率
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
合計	5%	8%	10%	8%

地方消費税は、国税である消費税と合わせて、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引及び外国貨物の引取りに対して課税される都道府県税で、その税収の2分の1は、人口や従業者数によりあん分して市町村に交付されています。

■税率引上げ分の税収用途の明確化

消費税は、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされ、また、税率引上げ分の地方消費税は、社会保障4経費及びその他社会保障施策(地方が行う社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとされています。

■軽減税率制度の導入について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、令和元年10月1日から、飲食料品の譲渡(酒類、外食サービス等を除く。)及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡に対する消費税及び地方消費税の税率を合わせて8%に据え置く軽減税率制度が導入されました。

市税の手続におけるマイナンバー制度



マイナンバー

マイナンバー制度は、行政の効率性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。平成28年1月以降、市税の手続において用いられる申告書等の税務関係書類のうち、地方税法等に定めがあるものには、個人番号・法人番号の記入欄が追加されました。番号の記入欄があるこれら税務関係書類を提出する場合は、提出をされる方や一定の方に係る個人番号・法人番号の記載が必要となります。

■主な税務関係書類の例

税務関係書類の例		記載対象
市民税	個人	市民税・県民税申告書 平成29年度以後の年度分の申告から
	法人	法人市民税申告書 平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から
固定資産税	償却資産申告書	平成28年1月1日以後に行われる申告から
各種申請書・届出書等		平成28年1月1日以後に行われる申請・届出から

■利用目的

地方税に関する事務では、次の目的のためにマイナンバーを利用しています。

【ネットワークシステムを通じた情報の取得】

所得情報等の課税事務のために必要な情報を、専用のネットワークシステムを通じて、より確実に取得することができます。

【ネットワークシステムを通じた情報の提供】

所得証明書の添付が必要な社会保障分野の各種手続において、他市町村等からの提供の求めに応じ、専用のネットワークシステムを通じて税務部局から所得情報等を提供することにより、所得証明書の添付を省略できる場合があります。

【マイナンバーを用いた情報の名寄せ】

マイナンバーを用いることにより、会社や個人から提出される課税に関する複数の情報を、より迅速かつ確実に結びつけることができます。

■本人確認の実施

個人番号の提供を受ける場合は、いわゆる「なりすまし」を防止するために、本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行う必要があります。個人番号が記載された税務関係書類を提出される場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カード*・身分証等をご用意いただくようお願いします。

*「通知カード」の新規発行等の手続は、令和2年5月25日に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

■情報連携

平成29年11月13日から、マイナンバーを利用して自治体や国の行政機関の間で情報をやり取りする「情報連携」の運用が開始されました。

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に市民の皆様が行政機関等に提出する書類を省略すること等を目的として、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

税の分野においては、情報連携により課税情報を行政機関等の中で直接やり取りすることで、課税情報を利用する各種事務の申請手続等の際に求められていた市民税・県民税の課税額証明書等の取得・提出を省略できる場合があります。

情報連携に伴い証明書の省略が可能となる申請手続等につきましては、課税情報を利用する各種事務の担当部署に個別にお問い合わせください。

市税の証明書

■証明書と閲覧

市税の納税証明書・課税額証明書などの交付を請求するときや固定資産課税台帳を閲覧したいときは、申請書に必要な事項を記載し、次の表に従って本人確認書類（窓口に来られた方のもの）を窓口で提示してください。

なお、法人の証明書の交付を請求する場合は、代表者印が必要です。

区 分		本人確認書類の例	提示方法
A	官公署等が発行した書類 (顔写真付き)	運転免許証、パスポート(旅券)、 マイナンバーカード(個人番号カード)、 住民基本台帳カード(顔写真付き)、 宅地建物取引士証、 官公署が発行した職員証等、 その他これらに準じる書類	・ Aの書類から1つ提示してください。
B	官公署等が発行した書類 (顔写真なし)	健康保険証、国民年金手帳、 住民基本台帳カード(顔写真なし)、 川崎市税の納税通知書、 母子健康手帳、敬老手帳、 その他これらに準じる書類	・ Aの書類がない場合、Bの書類から2つ又はBの書類とCの書類を1つずつ提示してください。
C	申請をされる方 名義の書類	公共料金領収書、川崎市税以外の納税通知書、 社員証等、キャッシュカード、 クレジットカード、 その他これらに準じる書類	・ Cの書類を2つでは、申請できません。

※ 必要に応じて、本人であることを確認するため、窓口でお尋ねする場合があります。

●証明書や台帳閲覧を請求できる方

個人情報等に関わるものですので、特別の場合を除いては、次の方に限られます。

1. 本人(相続人、納税管理人なども含みます。)
2. 本人の委任状、代理人選任届又は同意書をお持ちの方
3. 同居の親族
4. 法人の場合は、代表権を有する方又は委任状、代理人選任届若しくは同意書をお持ちの方

- ・ 借地人や借家人などの方も、関係する土地・家屋について課税台帳の閲覧や記載事項の証明書の交付を請求することができます。本人確認書類のほか、その物件の賃貸借契約書などをお持ちください。詳しくは市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。
- ・ 宅地建物取引業者の方からの固定資産課税台帳記載事項証明書(評価・公課証明書)の交付請求においては、媒介契約書の特約事項に固定資産課税台帳の閲覧又は評価証明書の取得について委任されたことの記載がある場合に限り、委任されたものとみなします。その記載がない場合は、別途本人からの委任状(原本)をお持ちください。

●証明書の取得・台帳の閲覧ができる場所

市税事務所・市税分室(直通電話番号は67 ページ、所在地は76 ページ参照)では、全ての市税に関する証明書の取得・台帳の閲覧ができます。

区役所・支所の市税証明発行コーナー(76 ページ参照)でも、証明書の取得・台帳の閲覧ができますが、5年度以上前の証明書の取得・台帳の閲覧などはできません。詳しくは、お近くの市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。

行政サービスコーナー・出張所の窓口(下表参照)、コンビニエンスストアのマルチコピー機等では、令和5年度(令和4年中の所得)の個人市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書に限り取得できます(ただし、被扶養者などで申告していない方、川崎市から転出した方などは除きます)。

なお、コンビニエンスストアのマルチコピー機等をご利用になる場合はマイナンバーカード(個人番号カード)が必要となります。

市外局番は全て044です。

行政サービスコーナー・出張所	場所・住所	電話
川崎行政サービスコーナー	JR 川崎駅北口通路	244-1371
小杉行政サービスコーナー	JR 武蔵小杉駅駅舎下 北口バスターミナル側	722-8685
溝口行政サービスコーナー	JR 武蔵溝ノ口駅北口 ノクティプラザ1 地下1階	814-7500
鷺沼行政サービスコーナー	東急田園都市線鷺沼駅北口 東急ドエル・アルス鷺沼ネクステージ1階	852-8471
登戸行政サービスコーナー	JR 登戸駅改札口正面 JR 登戸駅ビル「味の食彩館のぼりと」2階	933-3000
菅行政サービスコーナー	京王線京王稲田堤駅南口 府中街道沿い K・Tプラザ5階	945-2730
日吉出張所	幸区南加瀬 1-7-17	599-1121
橋出張所	高津区千年1362-1	777-2355
向丘出張所	宮前区平 1-1-10	866-6461
生田出張所	多摩区生田 7-16-1	933-7111

●証明書・閲覧の種類や手数料

税の種類	証明書・閲覧の種類	手数料
個人市民税・県民税	・納税証明書 ・非課税証明書 ・課税額証明書	1件につき300円*1 *1 軽自動車税(種別割)の 継続検査(車検)用の納 税証明書は無料です。
固定資産税・都市計画税	・納税証明書 ・課税額証明書 ・固定資産課税台帳記載事項証明書 (評価・公課証明書) ・課税(補充課税)台帳の閲覧 ・課税台帳に記載されていないことの証明	
軽自動車税(種別割)、 法人市民税、その他	・納税証明書 ※令和5年1月から、軽自動車の車検時に 提出していた納税証明書が、原則、不要に なりました。なお、2輪の小型自動車につ いては従来どおり納税証明書が必要です。	

●市税の納税証明書・課税額証明書などの郵送請求及びオンライン申請について

市税の納税証明書・課税額証明書などの交付を郵送やオンラインで申請することができます。申請方法については、川崎市のホームページをご覧ください。市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当へお問い合わせください。

【川崎市ホームページ】

「暮らし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」⇒「市税の証明書」⇒「郵送による市税の証明書などの取得方法について」

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000059372.html>

「暮らし・手続き」⇒「届出・手続き・相談」⇒「税金」⇒「市税の証明書」⇒「市税証明書のオンライン申請について」

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000147053.html>

税についての相談

川崎市では、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、皆様の相談内容に応じ、各種税金に関する相談窓口を設けています。

- ・ 税理士税務相談
- ・ 市税事務所窓口等での市税に関する相談

相談内容については秘密を守り、公表等はいたしませんので、安心してご相談ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、実施内容を変更することがあります。最新の情報は、川崎市ホームページ「税についての相談」にてご案内しています。
(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000055162.html>)

■ 税理士税務相談

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面による相談は休止していましたが、対面相談を再開いたしました。対面相談・電話相談をお選びいただけます。

1. 相談員について

東京税理士会川崎各支部に登録されている税理士が、ご相談を伺います。

2. 相談内容について

各種税金に関する制度・知識や計算方法、申告内容や申告の手続等についてのご相談を伺います。

- ・ 申告書(確定申告書も含まれます。)の作成、審査は行っておりません。
- ・ 相談される方の課税状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ・ 法人等による相談の場合はご利用いただけません。

3. 予約方法について(事前予約制)

相談を希望される方は、相談日の2か月前の月の初日からサンキューコールかわさきにて予約を承っておりますので、お問い合わせください。ご予約の際に、ご希望される「相談方法(対面相談または電話相談)」及びご相談される「税目(所得税、相続税、贈与税、市・県民税等)」をお伝えください。

お問い合わせの際は、メモのご用意をお願いします。

また、電話相談を希望される方については、サンキューコールかわさきから、当日おかけいただく番号をご案内します。

なお、予約後に都合が悪くなった場合や、相談する必要がなくなった場合は、必ずキャンセルの電話をサンキューコールかわさきまでお願いします。



4. 相談方法について

書類等はお預かりできません。また、相談時間は25分となります。事前に相談したい内容をまとめておかれると、相談がスムーズに進みます。

(1) 対面相談の場合

待合スペースが限られており、混雑を避けるため、相談開始の5分前を目安にお越しください。

- ・ 手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。
- ・ 相談は最大2名(相談者1名、付添い1名)まででお願いします。
- ・ ご本人または同居のご家族に体調不良の方がいる場合、対面相談をお控えください。
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、対面相談が中止となる場合があります。

(2) 電話相談の場合

相談日当日、時間になりましたら、予約時にサンキューコールかわさきからお伝えした電話番号にて電話をおかけください。担当区役所の職員が担当の税理士にお取り次ぎします。

- ・通話料金については、相談される方のご負担となりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

5. 相談日時について

市外局番は全て044です。

場所 (各区役所地域振興課 相談情報担当)	相談日 ^{*1}	時間	電話 ^{*3} (地域振興課)
川崎区役所 3階	第2木曜日 3月は第4木曜日 ^{*2}	次の6枠のうち、ご希望の1枠 (先約順) 午後1時00分～午後1時25分 午後1時30分～午後1時55分 午後2時00分～午後2時25分 午後2時30分～午後2時55分 午後3時00分～午後3時25分 午後3時30分～午後3時55分	201-3135
幸区役所 4階	第3木曜日		556-6608
中原区役所 4階	第4木曜日		744-3153
高津区役所 2階	第2木曜日 3月は第4火曜日 ^{*2}		861-3141
宮前区役所 1階	第3木曜日		856-3132
多摩区役所 10階	第4木曜日		935-3143
麻生区役所 3階	第2木曜日 3月は第4水曜日 ^{*2}		965-5119

*1 相談日が祝休日、12月29日～1月3日にあたる場合は行いません。

*2 川崎、高津、麻生区役所につきましては、3月に限り相談日が異なりますのでご注意ください。

*3 この電話番号は、相談の際にかけていただく電話番号とは異なることがあります。

■市税事務所窓口等での市税に関する相談

1. 市税事務所・市税分室窓口での相談

ア 相談員について

市役所の税務職員がご相談を伺います。

イ 相談内容について

市税の申告書の受付や、課税内容の確認を行います。

- 個人市民税・県民税
- 固定資産税
- 都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 法人市民税※
- 市たばこ税※
- 入湯税※
- 事業所税※

※印の税目は、かわさき市税事務所法人課税課のみとなります。

次の税目は税務署へお問い合わせください。(お問合せ先は73ページを参照)

- 所得税(確定申告書の作成を含みます。) ●相続税 ●贈与税 ●法人税
- 消費税 など国の税金

次の税目は県税事務所へお問い合わせください。(お問合せ先は75ページを参照)

- 事業税 ●不動産取得税 ●自動車税 など県の税金

ウ. 相談方法について

予約は不要です。市税事務所・市税分室の窓口へ直接お越しください。

- ・ご相談や申告の内容によっては、本人確認書類や提出書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせいただくと相談がスムーズに進みます。
- ・ご相談に来られる方は、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。

エ. 相談日時・場所について

開庁時間内にご相談を伺います。

市税事務所・市税分室の詳細は、67ページをご参照ください。

2. 各区役所市税証明発行コーナーでの一般的な相談

ア. 相談員について

主に、市税に関する部署に携わった経験のある市職員がご相談を伺います。

イ. 相談内容について

市税の種類や課税の基本的な仕組み、問合せ先の窓口などのご相談を伺います。

- ・申告書(確定申告書も含みます。)の作成、審査は行っておりません。
- ・相談される方の課税状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ・法人等による相談の場合はご利用いただけません。

ウ. 相談方法について

直接相談窓口にお越しください。電話による相談は行っておりません。

- ・ご相談に来られる方は、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。

エ. 相談日時・場所について

市外局番は全て044です。

場所 (各区役所証明発行コーナー)	相談日*	時間	電話 (地域振興課)
川崎区役所 3階	毎週 月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～午後4時	201-3135
幸区役所 1階	毎週 月～金曜日		556-6608
中原区役所 3階	毎週 月・水・金曜日		744-3153
高津区役所 1階	毎週 月～金曜日		861-3141
宮前区役所 1階	毎週 月～金曜日		856-3132
多摩区役所 8階	毎週 月～金曜日		935-3143
麻生区役所 3階	毎週 月～金曜日		965-5119

* 相談日が祝休日、12月29日～1月3日にあたる場合は行いません。

市税の窓口

■市税事務所・市税分室の担当課・係などの電話・FAX番号

お住まいの区又は資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へお問い合わせください。

★が付いている業務は、住所地・資産所在地に関係なく、全ての市税事務所・市税分室で取り扱います。

市外局番は全て044です。

主な業務	お問合せ先 ()は市税分室	かわさき 市税事務所	こすぎ 市税分室	みぞのくち 市税事務所	しんゆり 市税事務所
	担当区域	川崎区 幸区	中原区	高津区 宮前区	多摩区 麻生区
★市税の証明書の交付・閲覧 ★原動機付自転車等の登録・廃車等の手続き ・納税貯蓄組合	市民税課管理係 (管理担当)	200-3962	744-3222	820-6559	543-8957
・個人市民税・県民税の申告・課税*1 (給与所得者に係る特別徴収を除く。)	市民税課市民税係 (市民税担当)	200-3882	744-3231	820-6560	543-8958
・固定資産税・都市計画税(土地)の課税	資産税課土地係 (資産税土地担当)	200-3956	744-3241	820-6565	543-8971
・固定資産税・都市計画税(家屋)の課税	資産税課家屋係 (資産税家屋担当)	200-3958	744-3243	820-6567	543-8973
★市税の納付 ・市税の納付に関する具体的な相談 ・滞納市税の整理	納税課 (納税担当)	200-3890	744-3225	820-6571	543-8981
・FAX番号		200-3935	744-1223	820-6563	543-8990

*1 個人市民税・県民税の申告書の提出に限り、全ての市税事務所・市税分室で受付を行います。

また、申告時期には、市税事務所・市税分室の所在しない幸区・宮前区・多摩区の各区役所及び支所・出張所で一定期間、申告書の受付を行います。

■市内全ての区を担当する業務及びお問合せ先

市外局番は全て044です。

主な業務	お問合せ先	電話番号	FAX番号
・軽自動車税(種別割)の申告・課税	かわさき市税事務所市民税課管理係	200-3963	200-3935
・固定資産税(償却資産)の申告・課税*1	かわさき市税事務所資産税課償却資産担当	200-1321	200-3935
・個人市民税・県民税の課税 (給与所得者に係る特別徴収)	かわさき市税事務所法人課税課特別徴収係	200-2209	200-3908
・法人市民税 ・市たばこ税 ・入湯税 ・事業所税	かわさき市税事務所法人課税課諸税係	200-3966	200-3908
・市税の還付	収納対策部債権管理課収入管理係	200-2200	200-3909
・市税の口座振替納付	収納対策部収納対策課収納企画係	200-2226	200-3909

*1 償却資産の申告書は、全ての市税事務所・市税分室においても受付を行います。

■区役所・支所市税証明発行コーナー

区役所・支所市税証明発行コーナーでは、市税の証明書の交付・閲覧(5年度以上前の証明書の交付など、一部の業務を除く。)や、税に関する一般的な相談(支所は除く。)を受け付けています。

国税のあらまし

市民生活と市税

市税のあらまし

市税の納付

市税の証明書

税についての相談

市税の窓口

国税のあらまし

県税のあらまし

市税事務所・市税
分室などの所在一覧

直接税

- 所得税 …………… 1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に対して課税されます。
- 復興特別所得税 …… 所得税の税額をもとに課税されます。
- 相続税 …………… 相続又は遺贈により財産を取得したときに課税されます。
- 贈与税 …………… 個人から財産を無償又は通常の価額より低い対価で取得したときに課税されます。
- 法人税 …………… 法人の各事業年度の所得などに対して課税されます。
- 地方法人税 …………… 法人税の税額をもとに課税されます。
- 特別法人事業税 …… 法人事業税（県税）の一部を分離し、法人事業税と併せて県に申告納付します。
- なお、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、適用となっています。

国税

間接税

- 消費税 …………… 事業者の販売する商品やサービスの提供及び輸入貨物に対して課税されます。
- 地方消費税 …………… 消費税の税額をもとに課税されます。
- 酒税 …………… 酒やビールなどの酒類（アルコール分1%以上）を製造場から出荷したとき又は輸入したときに課税されます。
- 揮発油税・地方揮発油税 …… ガソリンなどに対して課税されます。
- 石油ガス税 …………… 自動車用のプロパンガスに対して課税されます。
- 石油石炭税 …………… 原油、天然ガス、輸入石油製品及び石炭に対して課税されます。
- 航空機燃料税 …………… 航空機燃料に課税されます。
- 関税 …………… 輸入貨物に対して課税されます。
- 印紙税 …………… 契約書、手形、領収書、預貯金証書などの課税文書を作成したときに課税されます。
- 登録免許税 …………… 不動産、会社などの登記や著作権、出版権などの登録などをするときに課税されます。
- 自動車重量税 …………… 車検を受ける自動車及び使用の届出をする軽自動車に課税されます。
- 電源開発促進税 …… 一般電気事業者の販売電気に課税されます。
- たばこ税・たばこ特別税 …… たばこを製造場から出荷したとき又は輸入したときに課税されます。
- 国際観光旅客税 …… 船舶又は航空会社がチケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客に対し課税されます。

- ※ 直接税 …………… 所得税や法人税のように、税金を負担する方が、国や地方公共団体に直接その税を納める税金をいいます。
- ※ 間接税 …………… 消費税や酒税のように、実質的に税金を負担する方（消費者）と、それを納める方（製造者、事業者など）が異なる税金をいいます。

- ◎ 前ページの国税のうち、所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、消費税及び地方消費税についてご紹介します。なお、各税目の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください(73ページ参照)。

■所得税

所得税は、個人が1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額(収入金額からその収入を得るために直接要した経費(必要経費)の額を差し引いたもの)に対して課税される税金です。その人の1年間の所得の金額から所得控除を差し引いた課税所得金額に税率を乗じて税額を計算します。

所得の種類及び基本的な計算方法は市民税と同じですので、10～12ページをご参照ください。

なお、所得控除の種類は寄附金控除を除き市民税と同じですが(12～15ページ参照)、控除の金額は異なります。

税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に税率が高くなる超過累進税率となっていて、納税者がその担税力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

(所得税額の計算)

$$\left[\begin{array}{c} \text{各種所得金額} \\ \text{の合計金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{所得から差し} \\ \text{引かれる金額} \\ \text{(所得控除の額)} \end{array} \right] \times \text{税率} = \begin{array}{c} \text{所得税額} \\ \text{源泉徴収税額や住宅借入金等特別} \\ \text{控除額など税金から差し引かれる} \\ \text{金額を差し引いて納付します。} \end{array}$$

■復興特別所得税

個人の方の平成25年から令和19年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告することとなり、所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める必要があります。

なお、給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されます。

(復興特別所得税額の計算)

$$\text{基準所得税額} \times 2.1\% = \text{復興特別所得税額}$$

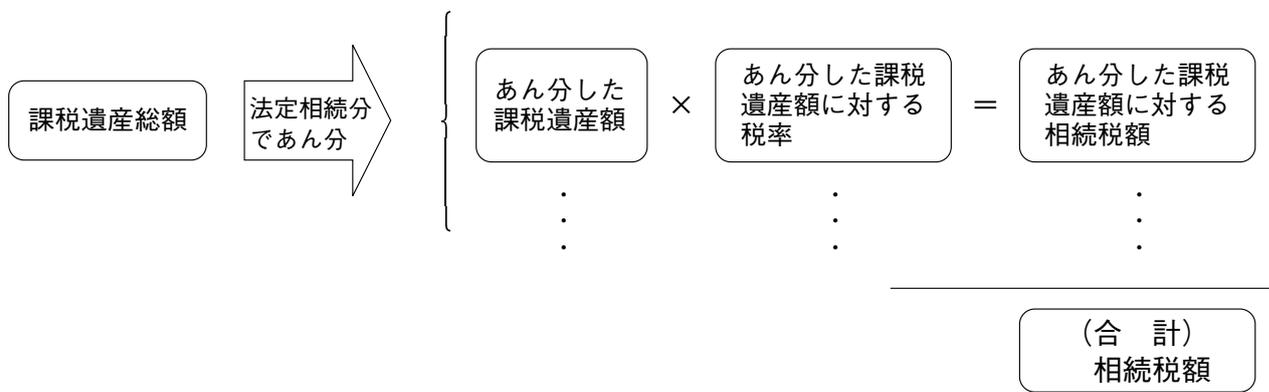
■相続税

相続税は、各相続人等が相続や遺贈によって取得した財産(債務及び葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税の贈与財産の価額を加算します。)及び相続時精算課税の適用を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合に、取得した財産の価額をもとに相続財産などを取得した方に課税される税金です。

※ 相続時精算課税の適用を受けた方は、相続財産などを取得しなかった場合であっても、相続時精算課税の適用を受けた財産を相続や遺贈によって取得したものとみなされ、贈与の時の価額で相続し、税の課税価格に参入されることとなります。

(相続税額の計算)

$$\begin{array}{c} \text{各人の課税価格の} \\ \text{合計額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ 3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{課税遺産総額} \end{array}$$



■贈与税

贈与税は、個人から贈与によって財産をもらった方に課税される税金です。

贈与税額の計算は、暦年課税、相続時精算課税(60歳以上の父母又は祖父母からその推定相続人である20歳以上の子又は孫が、受けた贈与について選択できます。)の、いずれの適用を受けるかで異なります。

(「暦年課税」の適用を受ける場合の贈与税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{1月1日から12月31日} \\ \text{までの1年間に贈与を受け} \\ \text{た財産の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{110万円} \end{array} \right] \times \text{税率} = \text{贈与税額}$$

(「相続時精算課税」の適用を受ける場合の贈与税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定の贈与者から1年間に} \\ \text{受けた贈与財産の価額の} \\ \text{合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{相続時精算課税の} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(限度額2,500万円)} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ \text{20\%} \end{array} = \text{贈与税額}$$

■法人税

法人税は、株式会社などの法人の所得や、公益法人等又は人格のない社団等の収益事業に係る所得に対して課税される税金です。

法人税の申告は、法人が毎期作成する決算に基づいて行います。

法人税の所得の金額は、企業会計上の決算利益の金額に、税法の規定に基づく調整を行って計算します。

この法人税の所得の金額に税率を乗じて税額を計算します。

原則として法人は、欠損により税額が発生しなくても、あるいは休業中であっても、法人税の申告をしなければなりません。

(法人税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{企業会計上の} \\ \text{決算利益の金額} \end{array} + \text{又は} - \begin{array}{l} \text{法人税法の} \\ \text{規定による調整} \end{array} \right] \times \text{税率} = \text{法人税額}$$

■地方法人税

平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税申告書の提出が必要となります。

(地方法人税額の計算)

$$\text{課税標準法人税額} \times \text{税率}^* = \text{地方法人税額}$$

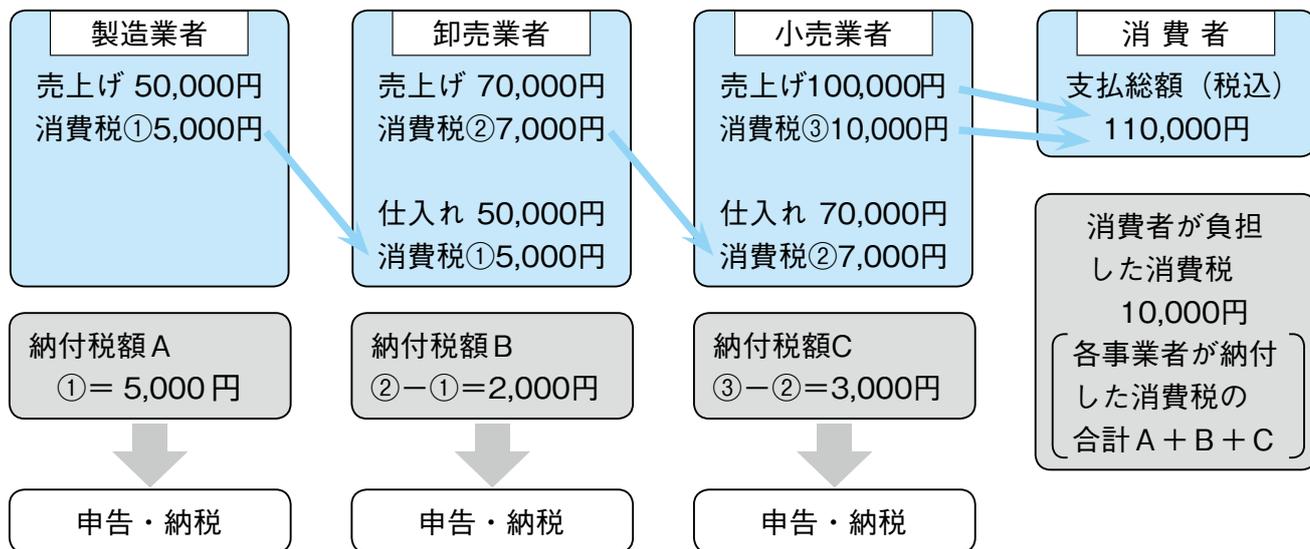
- * 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 4.4%
- 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 10.3%

■消費税及び地方消費税

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。国内における商品の販売やサービスの提供などを課税対象とし、取引の各段階ごとに標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）の税率で課税される税金です。

消費税は納税義務者となる事業者が納めますが、事業者が販売する商品の価格や提供するサービスの代金には消費税が含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを受ける消費者が負担することとなります。各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

(消費税及び地方消費税の負担と流れ)



～消費税率の引上げと消費税の軽減税率制度について～

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

●消費税率について

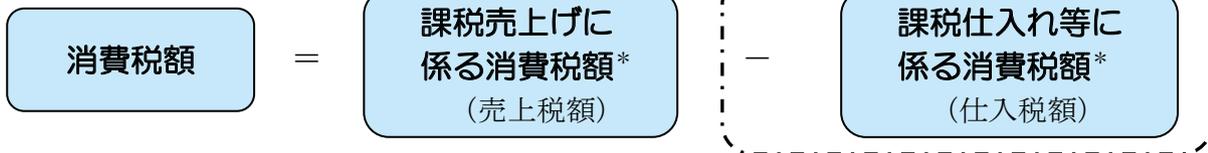
区分	軽減税率	標準税率
消費税率	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.76%*	2.2%*
合計税率	8.0%	10.0%

* 地方消費税額は、消費税額の22/78です。

●軽減税率制度について

対象品目 酒類・外食を除く飲食物品、週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)など

(消費税額の計算)



*消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。



仕入税額控除

● 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

導入後は、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

● 適格請求書(インボイス)とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

● 適格請求書発行事業者になるには

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに登録申請手続きを行う必要があります。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続きに関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

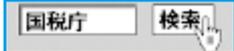
インボイス制度
特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイスコールセンター 電話番号 0120-205-553 (無料)
 受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

■国税庁ホームページ

国税庁では、税に関する様々な情報をホームページで発信しています。



<https://www.nta.go.jp>



■e-Tax (国税電子申告・納税システム)ホームページ

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。

1. インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。
2. 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付*やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy) 対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。



* 事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

詳しくは、QRコードからe-Tax ホームページをご覧ください。

■マイナンバーカードでe-Taxがもっと便利に！

年末調整手続や所得税確定申告について、マイナポータル連携により、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書に自動入力することができます。

詳しくは、QRコードからマイナポータル連携特設ページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>



■タックスアンサー (国税)のご案内

タックスアンサーは、国の税金に関するインターネット上の相談室です。

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

国税庁ホームページ又はQRコードからご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



■市内の税務署

税務署におかけ頂いた電話は、自動音声によりご案内いたしますので、電話を切らずに音声に従ってください。なお、税に関する相談をご希望の場合は「2」を選択してください。国税局電話相談センター(税務相談室)におつなぎいたします。

名称	管轄区	所在地	電話	最寄りの駅
川崎南税務署	川崎・幸	〒210-8531 川崎区榎町3-18	044-222-7531	J R川崎駅 京浜急行線京急川崎駅
川崎北税務署	中原・高津・宮前	〒213-8503 高津区久本2-4-3	044-852-3221	J R南武線武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町線溝ノ口駅
川崎西税務署	多摩・麻生	〒215-8585 麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎内	044-965-4911	小田急小田原線・多摩線 新百合ヶ丘駅

※ 国税のあらましは令和5年4月1日現在の法令等に基づいて記載されています。

県税のあらまし

県税

直接税

県民税

個人の県民税 …… 県内に住所のある個人に課税されます。

法人の県民税 …… 県内に事務所・事業所のある法人に課税されます。

県民税利子割 …… 金融機関から利子等の支払を受けるときに課税されます。

その他県民税には、上場株式等の配当等の支払を受けるときに課税される「県民税配当割」、源泉徴収選択口座内において、上場株式等を譲渡した場合、その対価に対して課税される「県民税株式等譲渡所得割」があります。

事業税

個人の事業税 …… 事業を行う個人の前年中の所得に課税されます。

法人の事業税 …… 事業を行う法人の各事業年度の所得等に課税されます。

不動産取得税 …… 土地や家屋を取得したときに課税されます。

自動車税環境性能割 …… 自動車(軽自動車を除く。)を取得したときに課税されます。

自動車税種別割 …… 自動車(軽自動車を除く。)を所有している方に課税されます。

鉾区税 …… 県内に鉾区をもっている鉾業権者に課税されます。

固定資産税 …… 市町村でかかる固定資産税(償却資産)のうち、一定額を超えるものに課税されます。

狩猟税 …… 鳥獣の保護等に要する費用に充てるため、狩猟者の登録を受ける方に課税されます。

間接税

地方消費税 …… 事業者の販売する商品やサービスに対して消費税と併せて課税されます。

県たばこ税 …… 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じて課税されます。

ゴルフ場利用税 …… ゴルフ場の利用者に課税されます。

軽油引取税 …… 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに対して課税されます。

◎ 神奈川県が課税している上記の県税のうち、事業税、自動車税種別割、不動産取得税についてご紹介します。なお、各税目の詳細は、お近くの県税事務所へお問い合わせください。

■事業税

この税金は、事業を行う際に利用する道路等の公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくもので、個人に課税される個人の事業税と法人に課税される法人の事業税とがあります。

●個人の事業税

個人の事業税は、県内で事業を営んでいる個人に課税されます。

第1種事業(物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、飲食店業、請負業等) … 5% (税率)

第2種事業(畜産業、水産業等) …… 4% (税率)

第3種事業(医業、弁護士業等*) …… 5% (税率)

* あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業等は3%

(個人の事業税額の計算)

$$\left[\text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額} \right] \times \text{税率} = \text{事業税額}$$

●法人の事業税

法人の事業税は、県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人(人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているものを含む。)に課税されます。

(法人の事業税額の計算 (外形標準課税対象法人*を除く。))

$$\text{所得金額} \times \text{法人の種類、所得金額ほかによって区分された税率} = \text{事業税額}$$

* 資本金が 1 億円を超える法人 (公益法人等は対象外)

■自動車税種別割

自動車税種別割は、県内に主たる定置場のある自動車の 4 月 1 日 (賦課期日) 現在の所有者に課税されます。税額については、自動車の種類、用途、排気量等によって年税額が定められていますが、年度の中で廃車・新規登録等をした場合は次のとおり月割りの税額になります。

- 4 月 1 日後に廃車をした場合……………4 月から廃車をした月まで
- 新規登録をした場合……………新規登録をした月の翌月から 3 月まで
- ※ 原則として、4 月 1 日後に県内又は県外へ移転した場合は、月割り課税とはなりません。

■不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した方に課税されます。

(不動産取得税額の計算)

$$\text{取得時の不動産の価格} \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

税率は、土地・住宅は 3 % (令和 6 年 3 月 31 日までの取得)、住宅以外の家屋は 4 %。なお、宅地評価土地 (宅地及び宅地の価格を基に評価される土地) を令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得した場合の不動産の価格は、その土地の価格の 2 分の 1 とする負担調整措置が講じられています。

- 不動産の価格は「適正な時価」とされ、実際の購入価格ではなく、具体的には次の価格をいいます。
 1. 土地や家屋を売買・交換・贈与等により取得した場合
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
 2. 新築や増改築した家屋又は埋立等が行われた土地を取得した場合
県が調査して、総務大臣の定める固定資産評価基準により評価した価格をいいます。
- 住宅及び住宅用土地の取得について、要件に当てはまる場合は控除又は減額の特例措置があります。

■神奈川県税に関するホームページ「県税便利帳」もご利用ください。

アドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/index.html>

■市内の県税事務所

名称	管轄区	所在地	電話	最寄りの駅
川崎県税事務所	川崎・幸	〒210-8562 川崎区東田町8 パレール 三井ビルディング20階	044-233-7351(代)	J R 川崎駅 京浜急行線京急川崎駅
高津県税事務所	中原・高津・宮前 多摩・麻生	〒213-8515 高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 2 階	044-833-1231(代)	J R 南武線武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町 線溝の口駅

市税事務所・市税分室などの所在一覧

(担当課・係等への直通電話番号は、67ページをご覧ください。)

市外局番は全て044です。

川崎市役所 〒210-8577 川崎区宮本町1 電話200-2111(代表) (地図はかわさき市税事務所と同じ)

かわさき市税事務所

[担当区域：川崎区、幸区]

〒210-8576

(法人課税課は 210-8511)

川崎区砂子 1-8-9

川崎御幸ビル 1～4階

電話 200-3938(代表)

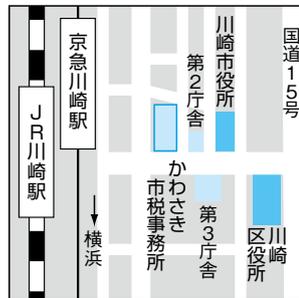
【アクセス】

JR川崎駅

中央東口から徒歩7分

京浜急行線京急川崎駅

中央口から徒歩4分



P 市役所第3庁舎駐車場

みぞのくち市税事務所

[担当区域：高津区、宮前区]

〒213-8576

高津区下作延 2-7-60

電話 820-6555(代表)

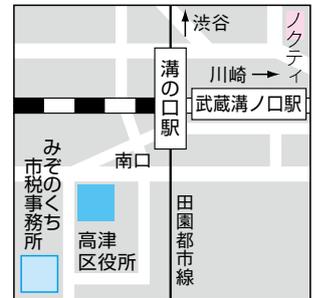
【アクセス】

JR南武線武蔵溝ノ口駅

南口から徒歩7分

東急田園都市線・大井町線

溝の口駅南口から徒歩6分



P 高津区役所駐車場

こすぎ市税分室

[担当区域：中原区]

〒211-8570

中原区小杉町 3-245

中原区役所 3階

電話 744-3113(代表)

【アクセス】

JR武蔵小杉駅

西口から徒歩5分

東急東横線・目黒線

武蔵小杉駅正面口から徒歩5分



P 中原区役所駐車場

しんゆり市税事務所

[担当区域：多摩区、麻生区]

〒215-8576

麻生区万福寺 1-2-2

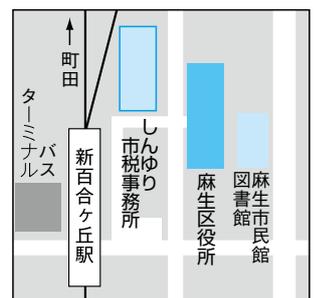
新百合トウエンティワン 5階

電話 543-8988(代表)

【アクセス】

小田急線新百合ヶ丘駅

北口から徒歩2分



P 新百合トウエンティワン地下駐車場

駐車場は駐車台数に限りがあります。公共交通機関の利用にご協力ください。

上記記載の駐車場については市税事務所・市税分室ご利用時、1時間まで無料となります。駐車券を窓口までお持ちください。

区役所・支所の市税証明発行コーナー

区役所・支所	住所	区役所・支所	住所
川崎区役所 3階	川崎区東田町 8	高津区役所 1階	高津区下作延 2-8-1
川崎区役所 大師支所 1階	川崎区東門前 2-1-1	宮前区役所 1階	宮前区宮前平 2-20-5
川崎区役所 田島支所 1階	川崎区鋼管通 2-3-7	多摩区役所 8階	多摩区登戸1775-1
幸区役所 1階	幸区戸手本町 1-11-1	麻生区役所 3階	麻生区万福寺 1-5-1

・区役所・支所(中原区役所は除く。)には、市税証明発行コーナーがあり、市税の証明書の取得・閲覧ができます。中原区役所での市税の証明書の取得・閲覧には、こすぎ市税分室をご利用ください。

COLORS, FUTURE! ACTIONS KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2024年、川崎市は市制100周年をむかえます。

市税のしおり 2023（令和5年度） 令和5年6月発行

発行：川崎市財政局税務部市民税管理課

電話 044-200-2222（直通） FAX 044-200-3907

この冊子は令和5年6月1日現在の法令等に基づいて作成されています。
（国税のあらましは令和5年4月1日現在の法令等に基づいて作成されています。）

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



川崎西税務署長賞 宿河原小学校



川崎南税務署長賞 東大島小学校

税に関する絵はがきコンクール
税務署長賞 受賞作品



川崎北税務署長賞 鶴沼小学校